

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
1	事業目的	2	1	1-1	1-1-1			2021年10月4日発行の「大阪府下水道ビジョン(案)」を拝見いたしました。本事業開始後、当該ビジョンの内容に影響を受け、事業内容の変更、事業者側から提案した計画の変更などが発生する可能性はございますでしょうか。	事業内容の変更は無いと想定していますが、変更が発生する場合、計画変更に伴い事業者からの提案に影響があった場合は、別途協議とします。
2	事業目的	2	1	1-1	1-1-1			2021年10月4日発行の「大阪府下水道ビジョン(案)」の中で、府市が連携して、ストックマネジメント手法に基づく計画的改築を行うとの記載がありましたが、要求水準書(案)別紙P25「ウ 汚泥性状将来予測」には、「大阪市の下水道処理方式及び消化槽増設等の汚泥処理方式が現状より変更する計画が無い」との記載もございました。当該ビジョンと本事業との関係、本事業が当該ビジョンではどのような位置づけとなっているのか、ご教示ください。	府市下水道ビジョンは、今後30年の下水道事業実施の方向性を素案として公表されたもので「汚泥処理施設整備運営事業などPPP/PFI手法をはじめとする民間活用による業務の効率化」や「突発的な故障や災害は発生した場合においても一定の機能を維持し続けるために、府市が連携して、他処理場へ汚泥を運搬して処理するバックアップを構築する」ことが示されております。
3	SPCの設立について	2	1	1	1	2		「SPCの所在地等の詳細は入札公告に示す」と記載ありますが、その際には、SPC設立時期(事業開始時点、維持管理開始時点など)、資本金額の設定、代表者(最大出資者)の変更要件も合わせて示して頂けるとい理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	送泥ネットワークの考え方	4	2	1				津守 住之江 平野の送泥ラインの送泥について送泥ポンプ仕様、配管口径、配管本数、および実運用実態(ポンプ運転時間、実送泥量)をご教示願います。	送泥ネットワークの送泥ポンプ仕様、配管口径、配管本数、送泥可能ルートについては、別紙7章4.送泥ネットワークを参照ください。 実運用実態は、貸与資料にてお示しする予定です。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
5	送泥ネットワークの概要	4	2	1	1			各下水処理場の処理方式は、今後も変更しない計画でしょうか。	処理方式を変更しない計画としております。
6	送泥ネットワークの概要	4	2	2	1			舞洲スラッジセンターまたは平野下水処理場のいずれか一方に全量を送泥する能力を有しているものと考えて宜しいでしょうか。 どちらか一方の設備が稼働停止となった場合の運用を想定しております。	既存の送泥ネットワークの送泥ルートでは、すべての下水処理場の下水汚泥を平野下水処理場へ送泥することはできません。送泥ネットワークのポンプの仕様、配管口径、配管本数、送泥可能ルートについては、別紙7章4.送泥ネットワークを参照ください。
7	送泥ネットワークの概要	4	2	2-1				汚泥融通に関して、現状の送泥能力範囲内であることを前提に、事業者が任意に選択した処理場の汚泥を、指定の送泥管で送り、指定の炉に入れるといった運用をしたい場合に、送泥ネットワークの運用計画について事業者側から提案し、協議いただくことは可能でしょうか。	送泥ネットワークの運用計画については、市及び市の包括業務委託受託者と協議の上で策定する予定です。
8	送泥ネットワークの概要	4	2	2-1				p.21の汚泥性状変動から沿岸部における揮発性塩素が非常に高く、送泥管への海水流入が疑われますが、事業開始もしくは事業期間中に送泥管の補修により塩素濃度の低下は想定できますでしょうか？またそのような発注者として送泥管の補修に注力される計画はおありでしょうか？	送泥管は圧送管であるため、侵入水は無いと考えております。送泥管は、計画的に点検を行い、不具合の補修は市で実施する予定です。
9	送泥ネットワークの概要	4	2	2-1				費市の送泥ネットワークを生かした提案を考える場合、従来減容目的で各処理場に設置した消化処理をやめて、スラッジセンターで一括消化処理を行われた方が、汚泥の保有するエネルギーを最大限に有効活用できると考えます。一方で、従来の方針を生かしつつ、市街地内でスペースに限りのある平野下水処理場で提案するためには、既設消化槽を再生もしくは更新し平野の汚泥も消化処理されるのは如何でしょうか？その上で発生した消化ガスを活用できないでしょうか？	消化ガスの活用は、本事業範囲に含みません。
10	通勤者用駐車場	5	2	2				通勤者用駐車場に関して、事業用地内であれば事業者提案にて駐車場所を確保することは可能でしょうか。	通勤者用駐車場は原則認めません。敷地の利用に関する詳細は入札公告時にお示しします。
11	舞洲スラッジセンター	8	2	2-3		1		「脱水分離液処理施設は、・・・評価の対象とする」とあります。 これは、落札者選定過程の総合評価の技術評価において評価の対象となるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	今回事業の主な対象施設	8	2	2-3		1	(1)コ	『コ 舞洲スラッジセンターにおいて別紙「舞洲スラッジセンター撤去対象機器リスト」に示す本事業実施により不要となる全ての機械・電気設備の撤去』とあります。 環境負荷軽減を図るため、健全度評価を行なうことで、LCCの最適化を図り、事業者責任の下、一部機器の延命化検討を実施してもよろしいでしょうか。	既設機器の流用・延命化は、市の提示する機器を除き認めません。
13	今回事業の主な対象施設	8	2	2-3	1	1		市の資産である建築・土木躯体への損傷を軽減・回避するために一部既設配管・ダクトやサポート、ケーブルラック、点検架台などを流用してもよろしいでしょうか。 但し、事業者の責において維持管理するものと考えます。	機械配管・ダクトやサポート、ケーブルラック・ダクト、点検架台は、事業者の責任において維持管理することを前提に既設流用することは可とします。
14	今回事業の主な対象施設	8	2	3	1			「脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンター内への設置提案を評価の対象とするが、それによりがたい場合は、此花下水処理場への設置提案も可能とする」と記載ありますが、此花下水処理場に脱水分離液処理施設を設置する場合でも評価対象として頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、舞洲スラッジセンター内への設置は、設置場所の評価対象とします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
15	本事業の対象範囲	8	2	3	1	1		「脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンター内への設置提案を評価の対象とするが、・・・」とのことですが、此花下水処理場への設置提案は脱水分離液処理施設に係る評価項目で「配点無し」となるということでしょうか。	質問No.14の回答を参照ください。
16	今回事業の主な対象施設	8	2	3	1	1	1	今回事業における舞洲スラッジセンターの対象施設としてア～シまでの項目が記載されておりますが、各検討に必要な既設資料や現地情報、維持管理データ等をご提示ください。また、事業者が必要な資料については、随時ご提供いただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
17	今回事業の主な対象施設	8	2	3	1	1	1	「カ プラント排水、下水、雨水の排水施設」と記載がありますが、p35には「此花下水処理場へ返送」と記載があるため、一般排水系返流水は、排水基準値以内であれば、特段の水処理は行わず、送水のみすれば良いという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	今回事業の主な対象施設	8	2	3	1	1	1	「ク 此花下水処理場の既存機械設備、電気設備の改築(必要に応じて)」と記載があります。既設設備の単線接続図、システム構成図、機械のフローシートをご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
19	今回事業の主な対象施設	8	2	3	1	1	1	「ク 此花下水処理場の既存機械設備、電気設備の改築(必要に応じて)」と記載があります。既設設備の単線接続図、システム構成図、機械のフローシートをご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
20	事業範囲	9	2	2	3	§1	(1)	受変電設備の建設・維持管理業務につきましては、高圧受変電設備という理解で宜しいでしょうか。	事業者が提案する受変電設備となります。
21	表2-4、5 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		表2-4、2-5に記載のある”植栽の修繕”とは植栽の管理という理解でよろしいでしょうか。また、業務範囲及び内容を把握するために、現状の委託業務の発注仕様書を速やかにご提示いただくことは可能でしょうか。	植栽の修繕は、ご理解のとおりです。 現状の委託業務の発注仕様書は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
22	表2-4、5 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		「注6) 建屋内建具は必要に応じ修繕を行う」とあります。事業運営に支障をきたすものでなければ必要の要否は事業者判断とし、貴市からの要望等によるものは別途費用精算いただけると考えてよろしいでしょうか。また、必要としない設備の維持管理は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業運営に支障をきたすものでなければ必要の要否は事業者判断としますが、事業用地内において、本事業で使用しない部分においても、必要最低限の機能(法令関係・保安上に必要なもの等)確保の維持管理は本事業対象範囲に含まれます。また、市からの要望で修繕等を実施する場合は、別途協議とします。
23	表2-4 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		表2-4に記載された設備の中で、受泥槽や再生水槽といったコンクリート槽については、建築施設躯体と同様、保守管理、修繕のみ事業範囲内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	表2-4 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		表2-4 建築施設(既設)のうち、躯体について設計・建設は対象外と考えますが、躯体槽内の防食塗装も事業者の範囲対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	表2-4 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		建築機械・電気設備は建設業務および維持管理業務の対象の区分となっております。事業者の提案により使用しない部屋・スペース・ヤードなどに設置している建築機械・電気設備は建設業務および維持管理業務の対象範囲外としますが、事業用地内において、本事業で使用しない部分においても、必要最低限の機能(法令関係・保安上に必要なもの等)確保の維持管理は本事業対象範囲に含まれます。また、事業期間中に市で使用する予定の部屋・スペース・ヤードなどは想定しておりません。	事業者の提案により使用しない部屋・スペース・ヤードなどに設置している建築機械・電気設備は建設業務および維持管理業務の対象範囲外としますが、事業用地内において、本事業で使用しない部分においても、必要最低限の機能(法令関係・保安上に必要なもの等)確保の維持管理は本事業対象範囲に含まれます。また、事業期間中に市で使用する予定の部屋・スペース・ヤードなどは想定しておりません。
26	表2-4 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		表2-4の注1)に「敷地内の受泥配管を含む。」とあります。地中埋設部分は除くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	表2-4 設計・建築と維持管理・運営 の対象施設	9	2	2-3	1	1		表2-4の注1)に「敷地内の受泥配管を含む。」とあります。既設流用は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	舞洲スラッジセンターの監視 制御設備について	9	2	3	1	1		舞洲スラッジセンターの監視制御設備について、過渡期における既設監視制御設備との取合を含めたシステム構築の思想は、事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	新設設備と既設設備は独立した施設とし、最終は既設監視制御設備との取合いは想定しておりません。ただし、過渡期においてやむを得ず、既設設備の取合いが必要な場合、必要最低限の提案は認めますが、公平性・競争性の観点から既設監視制御設備の改造は本事業の対象外とし、市で発注します。
29	舞洲スラッジセンターの更新 過渡期について	9	2	3	1	1		更新過渡期に、脱水機共通機器信号など、既設と新設の両方で必要となる信号については、信号分岐の上、既設と新設の両方にケーブル布設が必要になると考えますが、ケーブルルートが確保できない場合、既設と新設を伝送で取合する等のやり方は事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
30	舞洲スラッジセンターの更新過渡期について	9	2	3	1	1		舞洲スラッジセンターの汚泥供給設備及び薬品注入設備等の脱水機共通設備の更新過渡期においては既設設備と新設設備を組み合わせた運用・運転制御が必要となる理解ですが、過渡期運用においては運用に極力支障が無いよう事業者の責任で切替を実施するという理解で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答を参照ください。
31	本事業の対象範囲 §1 舞洲スラッジセンター	9	2	3	1	1		今回設置する非常用自家発電設備の燃料は都市ガスでしょうか。	非常用自家発電設備の燃料は、事業者の提案とします。
32	本事業の対象範囲	9	2	3	1	1	1	表2-4「設計・建設と維持管理・運営の対象施設(舞洲)」の「電気設備」に記載の「3非常用自家発電設備」について、注5に「非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を必須とする」とあります。停電継続時において汚泥処理のみを単独で運用することは想定していないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	非常用自家発電設備について	9	2	3	1	1	1	非常用自家発電設備は非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を必須すると記載ありますが、その他の負荷及び必要な運転時間について、別途ご指示いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	炉等の安全停止に必要な負荷は、最低限の負荷とし、その他の負荷や必要な運転時間は事業者の提案とします。
34	事業範囲	10	2	2	3	§1	(1)	此花に施設を建設しない場合は、外構整備についても本事業範囲外になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	表2-5 設計・建設と維持管理・運営の対象施設	10	2	2-3	1	1		表2-5内の業務は此花処理場に脱水分離液処理施設を設置しない場合、此花処理場内における維持管理業務は業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	本事業の対象範囲 舞洲スラッジセンター	10	2	2-3	1	1		舞洲スラッジセンターに脱水分離液処理施設を設置する場合、表2-5に示す再生水送水設備の建設業務は、機械設備に加え電気設備の設計・建設を含むものと考えてよろしいでしょうか。 また、この場合の電気設備更新範囲をご教示願います。	再生水送水設備の建設業務は、ご理解のとおりです。 また、再生水送水設備に関する電気設備は、再生水送水設備の運転に操作盤も合わせて改築対象としますが、此花下水処理場の監視制御設備の機能追加は公平性・競争性の観点から既設監視制御設備の改造は本事業の対象外とし、市で発注します。
37	此花下水処理場の監視制御設備改築について 脱水分離液処理設備	10	2	3	1			此花下水処理場にて脱水分離液処理設備が必要となった場合、既設監視制御設備との取合を含めたシステム構築の思想は、事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答を参照ください。
38	此花下水処理場の監視制御設備改築について 脱水分離液処理設備	10	2	3	1			此花下水処理場の脱水分離液処理設備において、既設監視制御設備との信号取り合い及び既設設備制御の改築が必要となった場合は、その必要となる事項の検討については本事業における検討範囲である認識で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答を参照ください。
39	此花下水処理場の監視制御設備改築について 再生水送水設備	10	2	3	1			此花下水処理場の監視制御設備(電気設備)の建設・維持管理業務は、舞洲スラッジセンター内に脱水分離液処理施設を設置する場合のみとありますが、再生水送水設備改築に伴う監視制御設備の改築は本事業に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答を参照ください。
40	此花下水処理場の監視制御設備改築について 再生水送水設備	10	2	3	1			再生水送水設備の維持管理業務は本事業に含まれておりませんが、これまでどおりCWO殿にて対応の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、市または市の包括管理委託受注者の業務範囲とします。
41	本事業の対象範囲	10	2	3	1	1	1	表2-5「設計・建設と維持管理・運営の対象施設(此花)」の「電気設備」に記載の「3非常用自家発電設備」について、舞洲スラッジセンターと同様の考え方にに基づき、「非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を必須」とし、停電継続時において脱水分離液処理設備のみを単独で運用することは想定していないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	非常用自家発電設備について	10	2	3	1	1	1	非常用自家発電設備は非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を必須すると記載ありますが、その他の負荷及び必要な運転時間について、別途ご指示いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	質問No.33の回答を参照ください。
43	図2-5 舞洲スラッジセンターにおける本事業の対象範囲	11	2	2-3	1	1		図2-5に示す着色部は本事業で設計・建設する範囲とあります。 着色部のうち以下2点は範囲外と考えてよろしいでしょうか。 1. 此花処理場の脱水分離液処理設備および此花処理場内脱水分離液処理液配管 2. 此花処理場内受泥配管取合い部	ご理解のとおりです。
44	本事業の対象範囲	12	2	3	1	1	2	平野下水処理場の既設アナモックス処理設備の維持管理・運営が本事業の範囲ですが、維持管理・運営には現在の維持管理事業者のノウハウが不可欠と思われます。これより、競争性を確保する観点から、本事業範囲から除外することを要望いたします。	平野下水処理場脱水分離液処理施設は、市から貸与する「運転マニュアル」及び施設の引継ぎ期間として一定期間(事業者の提案期間)設けることで、事業者で運転が可能と考え、本事業の対象範囲とします。
45	事業範囲	13	2	2	3	§2	(1)	受変電設備の建設・維持管理業務につきましては、高圧受変電設備という理解で宜しいでしょうか。	質問No.20の回答を参照ください。
46	平野下水処理場	13	2	3	1	§2		「脱水分離液処理施設」のとは、14頁に示す「既存アナモックス処理設備を利用するものとし、事業期間における維持管理・運営のみ対象とする」についての理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
47	今回事業の主な対象施設	13	2	3	1	§2	(1)	工「環境条件等を達成するため～」とありますが、ここでいう「環境条件」とは何を指すのでしょうか。	要求水準書(案)2-4-7 公害防止基準、及び2-4-8 環境対策に記載の条件を満足することを指すものとします。
48	本事業の対象範囲	13	2	3	1	2	1	今回事業における平野下水処理場の対象施設としてア～サまでの項目が記載されておりますが、各検討に必要な既設資料や現地情報、維持管理データ等をご提示ください。また、事業者が必要な資料については、随時ご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
49	本事業の対象範囲	13	2	3	1	2	1	「ウ 汚泥炭化炉施設への脱水汚泥の供給に必要な機械設備、電気設備」とあります。既設炭化炉設備の信号項目表、単線接続図、システム構成図をご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
50	本事業の対象範囲	13	2	3	1	2	1	「ウ 汚泥炭化炉施設への脱水汚泥の供給に必要な機械設備、電気設備」とあります。今回脱水設備変更に伴う、既設炭化炉監視設備の改造は、本事業の対象範囲外という認識でよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
51	本事業の対象範囲	13	2	3	1	2	1	「ク 脱水分離液処理施設の既存土木建築施設及び付帯する機械設備、電気設備」と記載があります。既設脱水分離液処理施設の信号項目表、単線接続図、システム構成図をご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
52	本事業の対象範囲	13	2	3	1	2	1	「ク 脱水分離液処理施設の既存土木建築施設及び付帯する機械設備、電気設備」と記載があります。今回の溶融炉更新に伴う既設脱水分離液処理施設監視設備の改造は本事業の対象範囲外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	表2-6 設計・建設と維持管理・運営 の対象施設	14	2	2-3				「注1) 既設消化汚泥管を延長する。」と記載があります。 設計建設のみが事業者範囲であり、延長した既設汚泥管の維持管理は貴市にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本事業用地内の配管の維持管理は、本事業範囲とします。
54	表2-6 設計・建設と維持管理・運営 の対象施設	14	2	2-3				「注2) 既設アナモックス設備の維持管理を行う。」とあります。 現在稼働中の設備を引き継ぎ、現在の運転を基本的に踏襲、または運転・維持管理を改善するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	表2-6 設計・建設と維持管理・運営 の対象施設	14	2	2-3	1	2		表2-6に示す建築施設(平野)については、建屋構築範囲を電気設備・監視室に限定し、その他の範囲を景観壁のみの設置とすることは可能でしょうか。	建屋構築範囲を電気設備・監視室に限定し、その他の範囲を景観壁のみの設置とすることは認めません。要求水準書(案)表2-6 設計・建設と維持管理・運営の対象施設に記載のとおりとします。
56	平野下水処理場既存アナモックス処理設備について	14	2	3	1	2		平野下水処理場の既存アナモックス処理設備については維持管理・運営のみ対象となっており、建設業務は対象となっていないので、維持管理・運営においては、既存のアナモックス処理設備で構築されている電気設備(監視制御設備含む)を活用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、監視制御設備については、アナモックス処理設備専用の監視制御設備です。
57	本事業の対象範囲	14	2	3	1	2	1	表2-6「設計・建設と維持管理・運営の対象施設(平野)」の「電気設備」に記載の「3非常用自家発電設備」について、注5に「非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を対象とする」とあります。停電継続時において汚泥処理のみを単独で運用することは想定していないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	非常用自家発電設備について	14	2	3	1	2	1	非常用自家発電設備は非常時に炉等の安全停止に必要な負荷を必須とすると記載ありますが、その他の負荷及び必要な運転時間について、別途ご指示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.33の回答を参照ください。
59	本事業の対象範囲	14	2	3	1	2	1	非常用自家発電設備の対象負荷として既存アナモックス処理設備は不要でしょうか	質問No.33の回答を参照ください。
60	事業範囲	15	2	3	1	§2	-	図2-7にあります赤枠範囲のシステムフローは、事業者提案により変更可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	本事業の対象範囲	15	2	3		2		図2-7において、既設脱水機棟設備のフロー図がありますが、残量が必要ということでしょうか?	今回事業の設備・配管等の設置に支障となる場合を除き、本事業には撤去は含めず、残置とします。
62	表2-6 設計・建設と維持管理・運営 の対象施設	16	2	2-3	1	2		最終生成物有効利用業務において「利用先は事業者の提案による」とあります。 受託事業者以外の最終生成物を受入れたい企業などから、市に対して受入れに関する問い合わせがあった場合は、その情報を提供していただくことは可能でしょうか。また期間中に新たな有効利用先を追加することは可能でしょうか。	最終生成物を受入れたい企業などから、市に対して受入れに関する問い合わせがあった場合は、その情報を提供することは可能とします。また、期間中に新たな有効利用先の追加は、市が承諾した場合は可能とします。
63	表2-7 市及び事業者が実施する業務 範囲	16	2	2-3	2			汚泥処理業務 消化汚泥の供給に『消化汚泥を「1-4-5処理対象汚泥」に示す範囲に維持して事業者へ提供』と記載があります。 要求水準書(案)には1-4-5の記載がありません。「1-4-5処理対象汚泥」とはどこを示しますか、またはその内容をご教示いただけますでしょうか。	「2-4-6 処理対象汚泥」を示します。
64	表2-7 市及び事業者が実施する業務 範囲	16	2	2-3	2			維持管理業務 修繕業務について、「20年の良好な運転に必要なすべての施設・設備の修繕業務」と記載があります。 「良好な運転」とは要求水準書(案)記載の、処理量・各種法令等を満足する運転を意味するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
65	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			修繕業務について、「20年の良好な運転に必要となるすべての施設・設備の修繕業務」と記載があります。 「運転に必要となるすべての設備」とは事業者の業務範囲となる施設・設備という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			SPCが運転管理業務を委託する場合、ユーティリティの調達方法(契約する電力・都市ガス・水道)については委託先の企業にて調達することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			機器・材料などの出来高については、各年度において事業者の出来形に応じた金額をお支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市が提示する支払い上限の範囲(出来高予定額の10分の9)で可能です。詳細は入札公告でお示しする予定です。
68	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			貴市の要求により、機器・材料の長期保管が必要となった場合には、別途費用請求させていただくという理解でよろしいでしょうか。	市の要求により機器・材料の長期保管が必要となった場合に発生する別途費用については、別途協議とします。
69	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			完成図書の数・体裁を明示いただけますようお願い致します。	詳細は、入札公告でお示しする予定です。
70	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			維持管理・運営期間に、既設の保安警備業務内容と整合性を図るため、既設の保安業務の内容をご提示願います。	24時間稼働施設で運転管理員が常駐しているため、現在外部に警備業務の発注は行っておりません。
71	維持管理・運営モニタリング	16	2	2-3	2-3-2			維持管理・運営モニタリングを実施するのは貴市であり、包括業務委託受注者ではないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	事業範囲	16	2	3	1	§2	-	業務範囲に「施工に伴う住民対応、近接協議など」が事業者所掌となっておりますが、P32(7)にあるように事業者は資料提供等の協力するものという理解で宜しいでしょうか。	施工に伴う住民対応、近隣協議は、事業者主体で実施するものとします。
73	業務範囲	16	2	3	2			表2-7「維持管理・運営に関する業務」に清掃業務、保安業務、外構維持管理業務がありますが、こちらの業務範囲は「2-2 立地条件」に示された事業用地内を対象とするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	業務範囲	16	2	3	2			大阪市建設局殿が行うモニタリングの内容を具体的にご教示願います。	事業者が実施するセルフモニタリングや提出資料等で確認します。
75	業務範囲	16	2	3	2			表2-7の最終生成物有効利用業務において、「焼却：最終生成物のリサイクルセンター等への搬出、処分先の確保と費用負担」が事業者の業務範囲ですが、「費用負担」には最終生成物の処分先への運搬費と処分費が含まれ、また事業者が処分先等に直接支払い、後ほど最大4回/年の範囲で維持管理・運営業務に係る対価として貴市より事業者に支払われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	最終生成物有効利用業務	16	2	3	2			表2-7の最終生成物有効利用業務において、「焼却：最終生成物のリサイクルセンター等への搬出、処分先の確保と費用負担」が事業者の業務範囲ですが、リサイクルセンター等には「大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックスセンター)」への搬出受け入れによる新規埋立地造成としての有効利用も可と解釈してよろしいでしょうか。	「大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックスセンター)」への搬出はによる有効利用は不可とします。
77	最終生成物有効利用業務	16	2	3	2			表2-7の最終生成物有効利用業務において、「焼却：最終生成物のリサイクルセンター等への搬出、処分先の確保と費用負担」が事業者の業務範囲ですが、処分先について同時期に複数確保する事、また事業期間内において変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	処分先を同時期に複数確保することは可能です。事業期間内において事業者の提案に追加変更する場合は、市が承諾を得たうえで可とします。
78	事業に伴う履行場所	17	2	2-4	1			「市が指定する事業用地において、汚泥処理施設の設計・建設・維持管理・運営等の履行以外の目的に使用してはならない」とあります。 本事業に関わる地域貢献や教育実習等を目的とする場合は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業にかかわるものであれば、市の承諾を得たうえで使用することは可能です。
79	事業期間	17	2	2-4	2			事業開始は「令和5年3月から」とあります。 契約締結日を3月とし事業期間を令和5年4月1日～にすることは可能でしょうか。 令和5年3月から事業期間とする理由についてご教示ください。	市の規定により、令和4年度内での契約締結が必須となります。
80	事業期間	17	2	2-4	2			「引渡し後20年間とするため、事業者の提案により変更となることがある。」とあります。 原則、事業者が提案する期間となるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営期間は20年ですが、事業者提案により施設完成引き渡し時期が市の想定する時点より早くなる場合は、ご理解のとおりです。
81	事業期間	17	2	2-4	2			事業期間の延長の可能性はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間の延長は見込んでおりません。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
82	事業期間	17	2	2-4	2			「最後に完成した施設の引渡し」の定義について、汚泥処理に直結しない建築施設および土木施設は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	最後に完成した施設の引き渡しは、建築施設及び土木施設も含むものとします。
83	設計・建設改築期間	17	2	2-4	2		(1)	(要件)にて、「平野下水処理場の改築を優先とする」とあります。何に対して、優先することを条件としているのか、具体的にご教示願います。	建設工事の着工を優先するものとします。
84	設計・建設改築期間	17	2	2-4	2		(1)	貴市の既設撤去の停止予定が示され、「事業者の提案によりこれ以前に停止することも可能とする」とあります。「3-1-7撤去に関する条件」を満足することを前提に、「事業者の提案により撤去時期が貴市の予定より遅れることも可能とする」という理解でよいでしょうか。	「2-4-2事業期間」は、市の既存施設の停止の時期を示しております。撤去の時期は、維持管理・運営期間開始後3年以内に完了することとします。
85	事業期間	17	2	4	2			「最後に完成した施設の引渡し」の「施設」とは、汚泥処理に直接関わる施設(脱水、脱水分離液、資源化施設、電気設備等)を指すものとの理解です。建築施設や土木施設等はこれらの対象外との理解でよろしいでしょうか。	質問No.82の回答をご参照ください。
86	設計・建設改築期間	17	2	4	2		(1)	既存施設の維持管理および処理能力確保を考慮した場合、設計・建設改築期間を6ヶ月延長(令和11年3月まで)とすることで、安定性が高められます。設計・建設改築期間の延長をご検討いただけないでしょうか。	設計・建設期間の延長は認めません。要求水準書(案)2-4-2 事業期間に示すとおりとします。
87	事業期間	17	2	4	2	-	(1)	施工期間中に既存の汚泥処理設備故障より汚泥処理能力不足が発生した場合は、大阪市内にて未処理汚泥処分の実施という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	汚泥処理に必要な能力について	17	2	4	2		1	「汚泥処理に必要な能力の確保」の具体的な内容をご教示願います。	要求水準書(案)2-4-6 対象汚泥量に示す汚泥量を既設施設を含めて、市の下水処理に影響を与えない能力とします。
89	舞洲～此花間の送泥管切替に伴う影響について	17	2	4	2		1	「施工期間中において、汚泥処理に必要な能力を確保し、下水処理に影響を与えない提案とすること」とありますが、此花下水処理場にて脱水分離液処理設備を設置する場合、舞洲～此花間の返流水の性質変更に伴う切替手順、設備影響の整理及び説明、影響回避のための仮設構築等、並びに既設設備に対する処置の検討は、本事業の範囲に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	今回事業範囲への切替手順の検討、既設設備の改造及び必要な仮設は本事業の対象としますが、既設監視設備の改造は本事業の対象外とします。
90	舞洲～此花間の送泥管切替に伴う設備停止可能期間について	17	2	4	2		1	舞洲～此花間の送泥管切替に伴う設備停止(送泥・送水停止、汚泥処理停止)可能期間をご教示ください。	現有施設での停止可能期間は、最大で7時間/回としますが、実施に際しては、事業者が提案する施設の整備状況及び施工手順の提案に基づき、市と協議することとします。
91	設計・建設改築期間	17	2	4	2		1	令和8年度末にて舞洲スラッジセンター既設汚泥溶融炉2炉停止予定とのことですが、令和8年度末～令和10年9月末までの期間において、残り3炉は常時稼働できるものと考えて宜しいでしょうか。	残り3炉は、定期修繕を除いた期間は稼働できるものとします。
92	設計・建設改築期間	18	2	2-4	2		(1)	設備全体配置の最適化を検討する上で、撤去スペースの再利用や既存電気室の使用方法は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	維持管理・運営期間	18	2	2-4	2		(2)	維持管理管理・運営期間は「最後に完成した施設の引渡し後から20年間」とあります。舞洲スラッジセンターと平野下水処理場を合わせて最後に改築が完成した時点を引渡しとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	維持管理・運営期間	18	2	2-4	2		(2)	実施方針(案)の質問回答でNo.31で「本事業にて改築更新を行った施設の維持管理は本事業の対象です。」とあります。本事業の維持管理・運営期間の開始時期はあくまでも「最後に完成した施設の引渡し時点」であり、それ以前に都度引渡しした施設は貴市にて維持管理・運営いただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設期間中に都度引渡しをした施設の維持管理・運營業務も本事業対象とします。
95	維持管理・運営期間	18	2	2-4	2		(2)	維持管理管理・運営期間は「最後に完成した施設の引渡し後から20年間」とあります。工事完了した設備ごとに維持管理を行う場合、ユーティリティの手配や貴市と事業者の両者が使用する共通設備の維持管理、ユーティリティ所掌については、貴市にて担うとの理解でよろしいでしょうか。	工事完了した設備ごとに維持管理を行う場合、事業者が建設した施設に使用するユーティリティ等の費用については、本事業範囲としますが、市と事業者が使用する共通設備(建築設備など)の維持管理、ユーティリティ所掌は市の負担とします。
96	処理方式	18	2	2-4	4-1		(1)	「0.6t-DS/時以上の施設規模の導入実績を有する」とあります。導入実績とは稼働実績との理解でよろしいでしょうか。稼働実績の場合、稼働年数は問わないとの理解でよろしいでしょうか。0.6t-DS/時とは1台あたりの処理量との理解でよろしいでしょうか。導入実績には汚泥の種類は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ともご理解のとおりです。
97	資源化処理方式	18	2	2-4	4-3		(1)	75t-wet/日の実績要件について、1炉当たりの処理規模という理解でよろしいでしょうか。(例:50t-wet/日×2炉の同時受注実績は合計100t-wet/日の場合は要求水準未達)	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
98	資源化処理方式	18	2	2-4	4-3		(1)	資源化物を製造する技術方式の実機実績について、期間の制約(1年間の稼働実績など)は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	資源化処理方式	18	2	2-4	4-3		(1)	資源化物を製造する技術方式の実機実績の対象は焼却炉や炭化炉であり、付帯する機器は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	交付金	18	2	4	3			「下水道事業に係る国の交付金等を活用する予定」との記載がありますが、現時点で想定している具体的な交付金がありましたらご教示願います。	現時点では、社会資本整備総合交付金を想定しています。
101	処理方式	18	2	4	4	1	(1)	脱水処理方式の導入実績は納入年度は問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	処理方式	18	2	4	4	2	(1)	脱水分離液処理方式の導入実績は納入年度は問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	実績要件	18	2	4	4	2	(1)	脱水分離液処理方式について、特に記載がございませんので水処理での除去実績も対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	処理方式	18	2	4	4	3	(1)	資源化処理方式の導入実績は納入年度は問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	汚泥量の超過や汚泥性状が範囲を外れる場合	19	2	2-4	2-4-5		(2)	1文目に「2-4-6処理対象汚泥」に示す処理対象汚泥の量を超える場合や、汚泥性状が範囲を外れる場合であっても、事業者の提案する施設処理能力で受入が可能な場合は、再資源化処理及び有効利用すること。」との記載がございますが、要求水準外の汚泥量・性状を処理することで発生する追加費用(例:ユーティリティ費用増、修繕頻度の変更による費用増など)については協議の上、貴市の負担と理解しておりますが、よろしいでしょうか。 弊社の他実績施設において、中長期的に処理汚泥量が想定より増加したり、高含水率の汚泥を継続的に処理する事象が発生しております。下水道事業の特性上、発生した汚泥の処理を施設の余力で受入れることは理解しますが、その場合に発生した追加費用について事業者側の負担となると、特に本事業のように集約処理を行う事業においては、事業者が相当なリスクを抱えることとなり、事業費が高止まりする可能性がございます。	事業者の提案する施設能力の範囲内の場合は、汚泥量に応じて区分ごとに事業者の提案するサービス対価(事業者の提案する施設能力に応じて事業者が単価区分の設定を予定)でお支払いする予定です。事業者の提案する施設能力を超え処理できない場合は、別途協議の上、市の負担とします。 また、要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥に示す汚泥性状が範囲を外れる場合は、別途協議の上、大阪市の負担とします。
106	炭化炉施設への汚泥供給	19	2	2-4	2-4-5		(3)	汚泥炭化炉施設の定期修繕について、通常、年に何回、どの時期に行われるのか、また1回あたりにかかる日数につき、スケジュールをご教示ください。今回事業で導入する設備の運転計画に影響するため、お伺いします。	汚泥炭化炉施設の定期修繕の実績は、年に2~3回(6か月に1回から4か月に1回)で1回あたりの停止期間は、10日から15日程度(約30日/年)で実施しております。
107	災害発生時の脱水ケーキ受入	19	2	2-4	2-4-5		(4) (5)	「・・・受入れる汚泥の量及び性状が事業者の提案する施設処理能力で処理が可能な場合は、脱水ケーキを受入れ、資源化処理及び有効利用を行う。」との記載がございますが、要求水準外の汚泥量・性状を処理することで発生する追加費用については協議の上、貴市の負担と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
108	施設規模	19	2	2-4	5		(1)	「沿岸部と内陸部の消化汚泥輸送能力を考慮した施設能力及び受入・貯留能力とすること」とあります。必ずしも送泥ポンプ最大送泥可能容量を、処理できる脱水、資源化設備である必要はなく、「2-4-6処理対象汚泥」で示されている予測最大消化汚泥量を基本条件とした施設規模という考え方でよろしいでしょうか。	日単位の汚泥量は、「2-4-6処理対象汚泥」に示す汚泥量ですが、分単位の送泥量は、送泥ポンプの能力が最大となります。
109	施設規模	19	2	2-4	5		(1)	建設する施設は最大汚泥発生量等を考慮して計画しますが平野炭化炉施設の事業終了前後において施設運用が大幅に変更するため処理効率が大幅に変わる可能性があります。炭化事業の終了に伴う処理量・単価の見直し等を踏まえた事業提案とすることは可能でしょうか。	処理単価に関する詳細は、入札公告でお示しする予定です。
110	施設規模	19	2	2-4	5		(2)	『「2-4-6処理対象汚泥」に示す処理対象汚泥の量を超える場合や、汚泥性状が範囲を外れる場合であっても、事業者の提案する施設処理能力で受入れが可能な場合は、再資源化処理及び有効利用すること』とあります。 その場合の能力等要求水準に記載項目やユーティリティ(排水処理設備等を含めた全設備が対象)についても協議対象との理解でよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
111	施設規模	19	2	2-4	5		(2)	資源化物を有効利用施設に持ち込み行う場合、生成品建設資材等の種類等を提示し、類似製品の変動(建設物価など)にならうスライド条項等の適用は可能でしょうか。	物価変動に伴うサービス対価への適用に関する詳細は、入札公告でお示しする予定です。
112	施設規模	19	2	2-4	5		(2)	「協議により処理費用が増加する場合は、市の負担とする。」とあります。 実際に処理を行った結果、汚泥性状及び量が逸脱していたことが原因で想定を上回る事象(突発修繕等)が発生した場合も、貴市にて費用を負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	別途協議の上、ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
113	施設規模	19	2	2-4	5		(2)	『「2-4-6 処理対象汚泥」に示す処理対象汚泥の量を超える場合や、汚泥性状が範囲を外れる場合であっても、事業者の提案する施設処理能力で受入れが可能な場合は、再資源化処理及び有効利用すること。』とあります。 その場合の処理能力については要求水準達成免除と考えてよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
114	施設規模	19	2	2-4	5		(3)	建設期間中のR5～10年度上期までは、汚泥固形燃料化事業の定期修繕以外に停止した場合で、本事業にて汚泥処理を行う場合、その費用については貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
115	施設規模	19	2	2-4	5		(3)	「令和16年以降は、脱水した汚泥の全量を処理する。」との記載があります。 平野下水処理場汚泥固形燃料化事業の停止は令和15年度末まで行われず、令和15年12月までとの理解でよろしいでしょうか。	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業の停止は、令和16年3月末の予定です。
116	施設規模	19	2	2-4	5		(4)	当該ケースにより、資源化処理及び有効利用を継続したものの処理費用が増大した場合は、その費用増加分は貴市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
117	施設規模	19	2	2-4	5		(4)	「ただし、汚泥の量及び性状の影響で・・・別途協議とする」とあります。 (2)のと同様で、協議により処理費用が増加する場合は貴市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
118	施設規模	19	2	2-4	5		(5)	当該ケースにより、資源化処理及び有効利用を継続したものの処理費用が増大した場合は、その費用増加分は貴市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥に示す汚泥量の範囲内は、汚泥量に応じて区分ごとに事業者の提案するサービス対価でお支払いする予定です。汚泥量が示す範囲を超える場合は、別途協議の上、市の負担とします。また、汚泥性状が要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥を外れる場合は、別途協議の上、市の負担とします。
119	施設規模	19	2	2-4	5		(5)	当該ケースにより、汚泥処理は継続したものの有効利用先での受入容量等の観点等から全量有効利用が不可能になった場合は、その旨を許諾いただけるという理解でよいでしょうか。 また、有効利用費の費用増大が発生した場合のご負担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	質問No.118を参照ください。
120	施設規模	19	2	2-4	5		(5)	当該ケースにおける受入判断基準は量・性状のみならず施設の運用状況も加味する必要があるため、その受入可否判断権限は事業者側にあると考えてよろしいでしょうか。	量・性状や施設の運用状況踏まえた対応について、別途協議とします。
121	施設規模	19	2	4	5		(2)	「2-4-6 処理対象汚泥」に示す処理対象汚泥の量を超える場合や、汚泥性状が範囲を外れる場合であっても、事業者の提案する施設処理能力で受入れが可能な場合は、再資源化処理及び有効利用すること、とありますが、協議の結果、設備改造が必要となった場合には、実施方針(案)P24リスク分担表計画変更より貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	別途協議の上、ご理解のとおりです。
122	施設規模	19	2	4	5	-	(2)	対象汚泥量は「2-4-6処理対象汚泥」に記載ある予想発生活汚泥量(日平均×365日)を超えた場合は、処理にかかる費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
123	施設規模	19	2	4	5	-	(2)	汚泥発生量の判断は水分を含んだ脱水ケーキ量(脱水機2次側)または固形物量のどちらにて判断すれば宜しいでしょうか。	発生活汚泥量は、2-4-6 処理対象汚泥に示す消化汚泥量及び消化汚泥固形物量で判断ください。
124	施設規模	19	2	4	5		(4)	記載の内容は、不可抗力事象への対応になると考えられます。従って、対応に係る費用は原則貴市の負担と料しますが、費用負担等については、入札公告時に示される契約書案等で整理されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	施設規模	19	2	4	5		(5)	記載の内容は、不可抗力事象への対応になると考えられます。従って、対応に係る費用は原則貴市の負担と料しますが、費用負担等については、入札公告時に示される契約書案等で整理されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	処理費用の増加	19	2	4	5		2	処理対象汚泥量や汚泥性状が範囲を外れる場合に、課題解決の協議を行うこととなっています。協議により処理費用が増加する場合は市の負担となっていますが、設備の追加や能力向上の設備改良が必要となった場合においても費用負担は市の負担と考えますので御提示願います。	別途協議の上、ご理解のとおりです。
127	施設規模	19	2	4	5		3	令和15年度末まで、平野処理場へは150t-Wet/日(33.3tDS/日)を固形燃料化事業に330日/年の期間供給するとの記載がありますが、供給条件が変更になった場合は、汚泥の処理・処分方法に関して課題解決に向けた協議を市と事業者が誠意をもって行うという理解で宜しいでしょうか。なお、処理費用が増加する場合は、貴市にて負担いただくという理解で宜しいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
128	施設規模	19	2	4	5		4 5	災害時の市内及び近隣都市からの脱水ケーキ受入について記載があり、40ページの平野下水処理場のみ脱水汚泥受入に関する条件の記載がありますが、脱水ケーキ受入設備は平野下水処理場のみに設置するという考えでよろしいでしょうか。また、貴市にて想定している設備容量(受入容量、1日当たりの受入車両台数等)についてご教示願います。	脱水ケーキ受入設備は平野下水処理場のみに設置することは、ご理解のとおりです。 また、搬入車両は、最大10t車1台を本施設に受入れできるものとします。
129	施設規模	20	2	2-4	5		(5)	「災害等が発生し・・・脱水ケーキの受入れ・・・」と記載があります。その場合は別途有償契約との理解でよろしいでしょうか。 またその場合の精算方法は実処理量での精算との理解でよろしいでしょうか。	質問No.118の回答を参照ください。
130	施設規模	20	2	2-4	5		(5)	「・・・提案する施設能力で処理が可能な場合は、脱水ケーキの受入れ、資源化処理および有効利用を行う」とあります。 P.14 表2-6に特に記載はないものの、脱水ケーキの受入れ施設が必要と考えてよろしいでしょうか。また、必要な場合、受入設備の設置場所(処理場)をご教示ください。またこの場合トラックでの搬入を想定し最低容量を受け入れられる設備と処理できる設備を検討することでよろしいでしょうか。	脱水ケーキの受入れ施設は、ご理解のとおりです。受入場所は、平野下水処理場です。 また、搬入車両は、最大10t車1台を本施設に受入れできるものとします。
131	施設規模	20	2	2-4	5		(5)	災害発生時に近隣都市から汚泥ケーキの受入れ要請があった場合、設備余力の範囲で受入および処理を行うものと考えます。 有効利用については別途性状確認の上、都度協議とさせていただきます。 また、有効利用が難しい場合は産廃処理を認めていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、有効利用が難しい場合は、受入れを行いません。
132	施設規模	20	2	2-4	5		(5)	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水ケーキ受入れ要請があった場合、～」と記載があります。 他施設から受入れる脱水汚泥量又は性状により計画との著しい乖離等、事業者の責に帰さない事由により改善又は再計測(ユーティリティ増大、有効利用費増加、突発修繕の発生等)が必要になった場合は、貴市にて費用負担をしていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	別途協議の上、ご理解のとおりです。質問No.118の回答を参照ください。
133	対象汚泥	20	2	2-4	6-1			「各送泥管の洗浄は、1連につき、3～6か月に1回、1週間/回程度の頻度で行われる。」とあります。 洗浄はピグ洗浄でしょうか。 もしその場合キャッチャーでのピグの回収が発生すると考えますが、当該回収業務は事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	表2-8 予想発生汚泥量	20	2	2-4	6-2			事業費算出にあたり、事業期間の明確な処理量をご提示いただけますでしょうか。 また、以下に示すような算出式や変動費の考え方を入札公告時にお示しいただける理解でよろしいでしょうか。 【算出式例】 ・脱水機施設、分離液処理施設：消化汚泥の実処理量(m <sup>3</sup> )×提案単価(円/m <sup>3</sup> ) ・炉施設：脱水汚泥の実処理量(t-ds)×提案単価(円/t-ds) 【変動費の考え方】 ・100%～90%：円/m <sup>3</sup> 、90%～80%：円/m <sup>3</sup> 、80%～70%：円/m <sup>3</sup> 。。。 ・100%を超える場合のうち、設備余裕にて処理できるものについては、100%負荷処理時の提案単価 ・100%を超える場合のうち、処理できないものについては、処分費を別途精算	事業費算出の詳細は、入札公告でお示しする予定です。また、サービス対価の算出式や変動費の考え方についても、入札公告でお示しいたします。
135	表2-8 予想発生汚泥量	20	2	2-4	6-2			ユーティリティ費の支払いは変動費として整理されると想定します。 入札時のユーティリティ費の算出においては、表2-8の各年度の予測日平均消化汚泥量をベースにするという理解でよいでしょうか。	ユーティリティ費の算出の詳細は、入札公告時にお示しする予定です。
136	処理対象汚泥	20	2	4	6			表2-8予測発生汚泥量及び表2-9汚泥性状の変動幅に示される値を逸脱した場合は、処理に係る費用は貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
137	対象汚泥	20	2	4	6	1		平野下水処理場においては、平野下水処理場と放出下水処理場を接続している送泥管の管内洗浄時に、未消化の汚泥と消化汚泥の混合汚泥を処理対象とする場合があるとありますが、その場合の汚泥性状および既存脱水機の運転状況(汚泥供給量、汚泥供給濃度、薬注率、脱水汚泥含水率)をご教示願います。	質問No.16の回答を参照ください。
138	汚泥量	20	2	4	6-2			表2-8の予測発生汚泥量に対して、別紙「発生汚泥量と汚泥性状の実績と将来予測」の「(3)イ 施設整備に伴う汚泥量の増加要素について」で「予想日平均脱水ケーキ量に約5～6t/日程度増加することが想定される」とのことですが、施設規模の検討ではこの増加量も考慮すると考えてよろしいでしょうか。	施設規模の検討に関しては、事業者の提案とします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
139	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			表2-9および表2-10の変動幅を超えた場合は、その影響であることが明らかな維持管理費(燃料費、薬品費、電力費等)の増加については精算いただける理解でよろしいですか。	質問No.105の回答を参照ください。
140	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			表2-9、表2-10に示す性状変動幅の汚泥を処理する設備を設計した場合、設備規模が過大となる懸念があります。 更新設備規模の適正化および事業費削減を鑑みた性状変動幅の再設定は可能でしょうか。 性状変動幅が舞洲・平野の各受入汚泥全量に対して最小～最大発生するものではなく、処理場単位で発生するものと仮定した場合、集約により性状に一定の標準化が図れるものと想定します。	要求水準書(案) P29 表2-9、表2-10に示す性状変動幅は実績値を示しています。 汚泥性状変動幅の設定は事業者の提案とします。
141	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			表2-9に記載以外されている要素以外における維持管理費(燃料費、薬品費、等)の増加については、その一切を精算いただける理解でよろしいですか。	質問No.105の回答を参照ください。
142	表2-9 汚泥性状の変動幅 表2-10 脱水分離液性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			事業費算出にあたり、維持管理費(燃料費、薬品費、電力費等)算定のためのベースとなる汚泥・水質条件(点)をご提示ください。 また、汚泥・水質条件の変動に伴う処理費の変動については、契約時または契約後の協定により、増減費用精算を決定する理解でよろしいでしょうか。	業費算出の詳細は、入札公告でお示しする予定です。また、汚泥・水質条件の変動については、要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥の示す汚泥性状の範囲を外れた場合、協議の上、増減費用精算を決定します。
143	汚泥性状の代表値	21	2	4	6			表2-9では汚泥性状の変動幅は記載されていますが、代表値が記載されていません。 汚泥性状には代表値を設定し、ユーティリティー使用量等、事業費の算出用に使用すると理解で宜しいでしょうか。 各社が同条件で入札するためにも設定が必要だと考えます。	質問No.140の回答を参照ください。
144	汚泥性状の変動幅内での補正	21	2	4	6			入札時にユーティリティー使用量等、事業費の算出用に使用する汚泥性状の設定値(市設定の代表値等)に対し、運営時に表2-9の変動幅範囲内で変動した場合、ユーティリティー使用量の増減は、金額やベナルティー等に反映され補正されるものとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.140の回答を参照ください。
145	汚泥性状の変動幅を超えた場合	21	2	4	6			設備の設計は、汚泥性状の変動範囲を基に行うため、汚泥性状が変動範囲を逸脱した場合には、処理量の低減や設備の停止等により対応する事になります。 その場合に発生する処理量未達等に関しては、要求水準が免除されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、逸脱した汚泥の処理にかかる費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
146	汚泥性状の変動幅を超えた有効利用	21	2	4	6			汚泥性状が変動範囲を逸脱した場合には、資源化物の有効利用に支障をきたすことが考えられます。 その場合、要求水準免除および有効利用にかかる費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
147	汚泥性状	21	2	4	6-3			表2-9に汚泥性状の変動幅、表2-10に脱水分離液性状の変動幅の記載がありますが、基本的には脱水機の性能に関する前提条件と考えてよろしいでしょうか？また、表2-9において繊維状物の項目を追加いただけないでしょうか？	ご理解のとおりです。 また、繊維状物の測定は事業者の負担とします。
148	汚泥性状	21	2	4	6-3			表2-9、2-10の変動幅の記載がありますが、代表値を設定いただき、変動幅を逸脱した場合には別途費用を精算いただくとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照ください。
149	汚泥性状	21	2	4	6-3			表2-9の予測汚泥性状の変動幅において、内陸部の予測汚泥性状は「2-4-6-1 対象汚泥」で記載の「未消化汚泥と消化汚泥の混合汚泥」を考慮した予測汚泥性状と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	表2-10 脱水分離液性状の変動幅	22	2	2-4	6-3			空白欄(舞洲スラッジセンター BOD S-BOD PO4-P、平野下水処理場S-COD S-P)の変動幅をご教示いただけないでしょうか。	舞洲スラッジセンター BOD S-BOD PO4-P、平野下水処理場S-COD S-Pの測定は、事業者の負担とします。
151	消化汚泥分析結果	22	7	3	(2)			沿岸部消化汚泥分析結果について、設備の設計コンセプトや有効利用先への引き取り条件に影響いたしますので、全処理場における、重金属等を除く各分析項目の月毎、年毎の分析結果の開示をお願いいたします。 また貴市で計測した実績が現状ない場合には、今後計測の予定があるか、事業者側が汚泥を採取し成分分析を行うことが可能か、ご教示ください。	全処理場における、重金属等を除く各分析項目の月毎、年毎の分析結果、汚泥採取の方法は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。また、市で計測している汚泥分析以外の項目については、今後分析する予定はありません。事業者で必要な汚泥成分の分析を行うことは可能です。なお、分析に必要な試料採取について、申請手続き等の詳細は令和3年12月21日にお示しする予定です。
152	公害防止基準 排ガス基準	23	2	2-4	2-4-7		(3)(イ)	ダイオキシン類について、提案する施設種類によっては、ダイオキシン類特別対策法での規制に該当しない施設となりますので、過剰な付帯設備の導入や検査実施を行うことのないよう、(3)(ア)硫酸化物・窒素酸化物・ばいじんの排出条件と同等に、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準を適用する」との記載に留めていただけないでしょうか。	ダイオキシン類については、要求水準書(案) 2-4-7(3)(イ)に示すとおりとします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
153	公害防止	23	2	4	7		(3)	表2-13において硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんの排出基準について「提案する施設種類・規模に応じて、大気汚染防止法及び大阪府生活環境保全等に関する条例による排出基準以下となるよう対策を施すこと」とありますが、舞洲・此花・平野いずれの処理場においても条例以上の上乗せ基準はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	環境対策	24	2	2-4	2-4-8		(5)	国交省は第5次社会資本整備重点計画にて下水道分野における温室効果ガス排出削減について明確な定量目標を設定していますが、貴市は本要求水準書内において明確な定量削減目標を設定されていませんが、別途、本事業を通しての定量的な削減効果は設定されると推察いたしますが、事業者に目標値を課せられるでしょうか？	温室効果ガスの排出量は、要求水準書(案) 3-2-1-5に示すとおりとします。
155	土壌汚染対策	24	2	2-4	8		(1)	土壌汚「性」とあります。土壌汚「染」の誤記でしょうか。	「土壌汚性調査結果」は「土壌汚染調査結果」の誤記です。
156	土壌汚染対策	24	2	2-4	8		(1)	事業者による土壌汚染調査の結果が別紙に示された貴市の結果と異なり、土壌汚染対策の費用が増大した場合は、貴市の負担になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりとし、詳細は入札公告時にお示しします。
157	環境対策	24	2	4	8	-	(1)	平野下水処理場において、事前調査および土壌汚染対策が必要になると考えます。調査の結果、地下水汚染等が発覚した場合には実施方針(案)P25 リスク分担保「測量・調査」に基づいて貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	質問No.156の回答を参照ください。
158	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)	「統括管理業務は、統括管理責任者を事業期間に亘り1名配置し～」とあります。統括責任者とは現場代理人ということでしょうか。また、事業期間は維持管理・運営期間も含まれますか。	統括管理責任者は、現場代理人を兼ねることはできません。事業期間には維持管理・運営期間を含みます。
159	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)ア	「本施設に、建設期間の開始から終了までの間、常駐(平日昼間を基本とする)かつ専任できる者であること。」とあります。本事業は複数個所で実施するが、いずれかの事業所に1名を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)ア	「建設期間の開始から終了までの間常駐かつ専任」とあります。ここでいう「終了」とは建設期間の終了の認識でよろしいでしょうか。その場合、維持管理期間については、常駐かつ専任ではないと認識しますがよろしいでしょうか。	維持管理運営期間中においても常駐かつ専任とします。
161	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)オ	「設計・建設業務における統括責任者については変更しないことが望ましいが、市の承諾の下、認めることがある。」とあります。維持管理運営期間に移行する時期の変更は認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)オ	「また、統括管理責任者は、構成員に直接雇用されたSPCの従業員とする。」とあります。構成員との直接雇用された者とされており、SPCへの出向は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの従業員であることを必須とします。
163	統括管理責任者	25	2	2-4	2-4-10		(1)	統括管理責任者は、本項に記載されている要件を満たせば、現場代理人や監理技術者が兼ねることも可能と理解しましたが、よろしいでしょうか。	統括管理責任者は、現場代理人や監理技術者と兼ねることはできません。
164	統括管理責任者	25	2	2-4	2-4-10		(1)オ	「統括管理責任者は、構成員に直接雇用されたSPCの従業員とする。」との記載がございますが、SPCから構成員各社に業務委託を行い、業務委託された構成員のうち1社と直接雇用関係のある者を統括管理責任者とするとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.162の回答を参照ください。
165	統括管理業務	25	2	4	10		(1)	統括管理責任者の配置について、(1)アに記載の統括管理責任者は建設期間のみと読み取れますが、建設終了後の運営期間の統括管理責任者と同一の者である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	統括管理業務	25	2	4	10	-	(1)	建設期間中については、養生期間等の待機期間につきましては現場不在でも問題ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要領・各種基準等	27	2	5	2			大阪市建設局下水道部 機械・電気設備設計基準(案)に準拠する必要があるでしょうか	準拠する必要はありません。
168	要綱・各種基準等	27	2	5	2	-	-	仕様は2-5-2を遵守の上、詳細仕様は事業者提案によるものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要綱・各種基準等	28	2	5	2			「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版～」P239表5.1.1においてV類[建築構造物]にあたるものは、建築基準法を遵守し設計させていただくという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	事前調査	29	3	3-1	2			事業者による測量調査の結果が公募条件と異なり費用が増大した場合は、貴市の負担になるという理解でよろしいでしょうか。	測量調査により相違が確認された場合は、別途協議の上、ご理解のとおりとします。
171	事前調査	29	3	3-1	3-1-2		(1)	1文目にて「・・・自らの費用及び責任において、本件工事に必要な測量調査等・・・を行う。」との記載がございますが、当該調査で確認された結果が、入札公告資料等で与えられた既存調査結果と異なるものであり、入札時の設計計画から差異が生じた場合には、請負代金額の変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問No.170の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
172	設計業務及び建設業務に関する機能的要件について	30	3	1	3			「既存施設を停止するには、処理機能を確保する手段を考慮しなければならない事業であるため、設計・建設業務の実施に際しては、既存施設への影響を最小限となる段階的整備計画及び施工計画とすること。」とありますが、既存施設の機能維持、最小限の影響を実現した段階的な整備計画の検討においては、既存施設に対する効率的な措置(養生や仮設、機能追加など)も含めて検討することが、安心安全、トータル費用低減につながるものと考えます。よって、既存施設に対する検討、設計業務および建設業務については本事業範囲という理解で宜しいでしょうか。	既存施設に対する検討、設計業務および建設業務については、既設設備の取合いが必要な場合、必要最低限の提案は認めますが、公平性・競争性の観点から既設監視制御設備の改造は本事業の対象外とし、市で発注します。
173	既存設備停止に伴う既設設備への影響について	30	3	1	3			「既存設備を停止するには、処理機能を確保する手段を考慮しなければならない事業であるため、設計・建設業務の実施に際しては既設設備への影響を最小限となる段階的整備計画及び施工計画とすること。」と記載ありますが、既設設備への影響を最小限とするため、仮設構築及び既設設備への電気制御等の変更が必要となった場合の検討については、本事業範囲であるという理解で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答を参照ください。
174	設計業務及び建設業務に関する機能的要件	30	3	1	3			「狭隘な場所での施工となるため、資材置き場や搬入計画にも留意すること」とありますが資材置き場の候補地を図面にてご教示願います。	本事業用地内で、既存施設の維持管理に支障のないエリアは使用可能とします。
175	設計業務体制について	30	3	1	4		4	要求水準書に記載の資格を有する設計業務の管理責任者を配置する必要がありますが、管理責任者の所属企業についての条件はない、という理解で宜しいでしょうか。 資格を有している者が必ずしも設計企業に所属していなくても問題ないでしょうか。	設計業務における資格者は、構成員又は協力企業に直接雇用された従業員とします。
176	設計業務体制	30	3	1	4		4	「管理責任者は、次の資格を有する者とする」とのことですが、次の資格とは「ア」、「イ」のいずれかと考えてよろしいでしょうか。 また、「ウ」は設計担当者に係る資格要件でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	設計業務体制	30	3	3-1	3-1-4		(4)	2文目にて「また、担当者として、土木、建築、建築設備、機械、電気各担当者をそれぞれ配置すること。」との記載がございますが、法的に必要とされる資格を有するものであれば、それぞれの業種を兼任することは可能との理解でよろしいでしょうか。	それぞれの担当者の配置を必須とします。
178	基本設計	30	3	3-1	4		(2)	基本設計図書提出期限は契約締結後に協議とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	詳細設計	30	3	3-1	4		(3)	詳細設計図書提出期限は契約締結後に協議とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	詳細設計	30	3	3-1	4		(3)	詳細設計図書を提出しますが、貴市のご承諾は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	設計業務体制	30	3	3-1	4		(4)	担当者については、複数工種の資格・経験年数等を有する者であれば兼任とさせていただいてよろしいでしょうか。	質問No.177の回答を参照ください。
182	設計業務体制	30	3	3-1	4		(4)	各担当者をそれぞれ配置とあります。各処理場にて該当する工事の担当者のみで良いでしょうか。	ご理解のとおりとです。
183	設計業務体制	30	3	3-1	4		(4)	設計業務全体を統括する管理責任者の配置について、人数・配置場所は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	設計業務体制	30	3	3-1	4		(4)	設計業務全体を統括する管理責任者と設計担当者は兼任としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	設計業務体制	30	3	3-1	4		(4)	設計業務全体を統括する管理責任者は、「統括管理責任者」とは異なるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	設計業務体制	30	3	3-1	4		(4)	設計業務全体を統括する管理責任者は、アまたはイいずれかの資格を有する者と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	適用する共通仕様書について	31	3	1	5		1	大阪市建設局作成による工事請負共通仕様書(令和3年3月版)に基づき施工することとありますが、令和3年度 下水用機械・電気設備主要機器及び一般製品製作企業一覧表も適用されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	適用する共通仕様書について	31	3	1	5		1	「建設において、維持管理業務の対象となる施設以外は、大阪市建設局作成による工事請負共通仕様書(令和3年3月版)に基づき施工しなければならない。ただし、維持管理業務となる施設は、品質・安全性に配慮したしよとすること」と記載あります。維持管理業務の対象施設は、工事請負共通仕様書に準拠せずとも、事業者の自社標準による施工にて問題ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	適用する共通仕様書について	31	3	1	5		2	前述の場合、工事請負共通仕様書より厳しい(安全性の高い)社内基準により施工する場合、提案書にて評価対象として頂くことは可能でしょうか。	詳細は、入札公告でお示しする予定です。
190	工事監理について	31	3	1	5		4	事業者が工事監理を行う旨の記載がありますが、ここでいう工事監理とは、工程管理、施工管理を意味するものであり、建築士法第2条第7項で定義される工事監理を意味するものではないという理解で宜しいでしょうか。	法令の定めに従った工事監理を求めます。
191	適用する共通仕様書	31	3	3-1	3-1-5		(1)	維持管理の安全性向上など、合理的な理由があれば、工事請負共通仕様書の適用範囲について協議、変更いただくことは可能でしょうか。	協議の上、市が承諾した内容については、ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
192	工事の開始	31	3	3-1	5		(2)	「詳細設計図書について市のモニタリングを得た後、本施設の施工を行う」とあります。図書提出後、市のモニタリングに必要な具体的な期間をご教示願います。	具体的な期間は、提出時期や量、事業者からの説明(協議)の有無により異なります。
193	建設時の地域住民対応	31	3	3-1	5		(7)	「市と協力して行う」とあります。「協力」とは、資料作成補助と考え、直接のご説明・対話等については貴市にて実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	質問No.72の回答を参照ください。
194	建設に関する一般事項	32	3	1	5	-	(10)	工事の施工時間の土日作業に関してはやむを得ない場合は事前に協議という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	建設に関する一般事項	32	3	1	5	-	(10)	工事の施工時間は、平日の昼間とありますが試運転に関しては夜間運転もあるため、土日および夜間についても協議により作業可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	工事の施工時間	32	3	3-1	5		(10)	休日作業については、協議の上、可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	自主環境影響評価の事後調査	32	3	3-1	5		(11)	自主環境影響評価の事後調査の提出は、最後に完成した施設の引渡し後という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	建設期間中の見学対応	32	3	3-1	5		(9)	「建設施工エリアの見学対応」に関して、見学対応の手続きなど責任主体は貴市とし、事業者は、安全を考慮した現場での引率対応を行うという理解でよろしいでしょうか。また、施工状況によっては、安全面から現場見学対応が困難な時期も想定されるため、その場合は、貴市と協議して見学時期を調整するという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	建設期間中の見学対応	32	3	3-1	5		(9)	見学対応の要請は、最低何日前までに事業者へ通知していただけるかご教示願います。	事業者が対応可能な期間を考慮の上、調整とします。
200	取合等に関する条件	33	3	1	6	1		地下管廊および舞洲スラッジセンター内配管について対象となる配管を列挙願います	質問No.16の回答を参照ください。
201	消化汚泥受入に関する条件	33	3	1	6	1	1	表3-1「取合条件」の「供給汚泥量」「供給汚泥性状」には事業者提案によるとの記載がありますが、提案に記載した量及び性状の消化汚泥を貴市より供給頂けるという理解でよろしいでしょうか。	実発生汚泥量及び送泥ネットワーク施設能力の範囲内で、事業者提案の計画に基づき、市及び市の包括業務委託受注者と調整の上、供給することを考えています。
202	消化汚泥受入に関する条件	33	3	1	6	1	1	既設送泥管について、注1) 地下管廊内は配管再塗装及び維持管理・運営を行い、注2) 舞洲スラッジセンター内は維持管理・運営を行うとのことですが、既設送泥管の改築は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	取合等に関する条件 舞洲スラッジセンター	33	3	3-1	6	1		建設期間中、上水・工業用水、都市ガス、電力等は貴市から有償で供給いただくこととされています。万が一貴市の帰責により供給されなかった場合(安定性を欠いた場合も含む)のリスクは事業者側で負うことが出来ないため、貴市にてリスクをご負担いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	消化汚泥受入に関する条件	33	3	3-1	6	1	(1)	事業期間中に管廊内の配管に損傷等が確認された場合、貴市殿と修繕方法を協議の上、修繕費用は別途有償化いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	修繕は本事業範囲としますが、改築は市が実施します。
205	消化汚泥受入に関する条件	33	3	3-1	6	1	(1)	注1) で、配管再塗装の範囲に発進立坑部は、対象外と考えてよろしいでしょうか。なお、P52では再塗装範囲としております。	配管再塗装の範囲は、立坑部も含めた地下管廊内を対象範囲とします。
206	上水に関する条件	33	3	3-1	6	1	(2)	「使用量に応じて市より有償にて提供する」とあります。具体的な単価または単価の考え方に関して、ご教示願います。	ユーティリティに関する詳細は、入札公告時にお示しする予定ですが、令和2年度の実績価格は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
207	工水に関する条件	33	3	3-1	6	1	(2)	「使用量に応じて市より有償にて提供する」とあります。具体的な単価または単価の考え方に関して、ご教示願います。	質問No.206の回答を参照ください。
208	取合等に関する条件	34	3	1	6	§1		此花再生水ポンプの改築時には停止期間等の規制はないと考えて宜しいでしょうか。	此花再生水ポンプの停止可能期間は、最大で7時間/回としますが、実施に際しては、事業者が提案する施設の整備状況及び施工手順の提案に基づき、市と協議することとします。
209	工業用水に関する条件	34	3	1	6	1	2	表3-3「取合条件」の「供給可能量」には最大1,450m <sup>3</sup> /日以下との記載がありますが、この制限量は建設期間及び維持管理期間で共通との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設期間中は、既存施設での使用量を含めての制限量となります。
210	工業用水に関する条件	34	3	1	6	1	2	表3-3「取合条件」の「供給水質」には供給事業者等によるとの記載がありますが、現状の工業用水の供給水質をご提示下さい。	大阪市水道局HPにて、工業用水の水質をご確認ください。
211	再生水に関する条件	34	3	3-1	6	1	(2)	再生水は無償で支給されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	再生水に関する条件	34	3	3-1	6	1	(2)	事業期間中に管廊内の配管に損傷等が確認された場合、修繕方法を貴市殿と協議の上、修繕費用は別途有償化いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.204の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
213	再生水に関する条件	34	3	3-1	6	1	(2)	「本事業で必要な用水は、此花下水処理場の再生水を支給するが、維持管理上停止することもあることに留意する」とあります。 再生水の供給が停止した際のユーティリティ費・別途配管への敷設及び接続工事等は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	此花下水処理場の再生水が停止した実績は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。 また、長期にわたり停止する場合は、別途協議とします。
214	取合等に関する条件	35	3	1	6	§1	(3)	場内機器間の場合においては、返流水質は返流水の段階で下水道法及び大阪市条例の排水基準を満たす必要はないが、下水処理場間での返流水の送水がある場合は、返流水の段階で下水道法及び大阪市条例の排水基準を満たす必要があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	表3-5 供給水質(此花再生水(砂ろ過水))	35	3	3-1	6	1	(2)	透視度、pH、SS以外に重金属等の数値も御提示いただけないでしょうか。	此花再生水の透視度、pH、SS以外の重金属等の測定は事業者の負担とします。参考ではありますが、此花の放流水の数値は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
216	プラント排水に関する条件	36	3	1	6	1	3	脱水分離液系返流水について、地下管廊内の既設脱水分離液系返流水管は、送泥管と同様に配管再塗装及び維持管理・運営が本事業の範囲で、改築は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	プラント排水に関する条件	36	3	3-1	6	1	(3)	脱水分離液系返流水の地下管廊内の配管について、再生水等の他の連絡配管と同じく、配管再塗装及び維持管理・運営を本事業に含む(配管更新は本事業に含まない)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	白煙防止の条件	37	3	1	6	1	(4)	白煙防止の条件は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	都市ガスに関する条件	37	3	3-1	6	1	(5)	「建設期間中は」とあります。 具体的な単価または単価の考え方に関して、ご教示願います。	質問No.206の回答を参照ください。
220	取合等に関する条件	38	3	1	6	§2	(3)	脱水分離液処理に伴い発生した汚泥の処分方法は事業者に一任されるという理解でよろしいでしょうか。(例：アナモックス汚泥)	発生した汚泥は、事業者の責任において適正に処分するものとします。
221	用水に関する条件	38	3	1	6	2	2	供給可能量として、12,500m <sup>3</sup> /日以下とのことですが、舞洲スラッジセンターの再生水に関する条件では、供給可能量が15,000m <sup>3</sup> /日以下となっています。適用供給可能量をご教示ください。	供給可能量は、15,000m <sup>3</sup> /日以下とします。
222	供給電力に関する条件	38	3	3-1	6	1	(6)	近畿圏外の電気事業者にて、電力供給することは可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	供給電力に関する条件	38	3	3-1	6	1	(6)	「本市の電力を使用する場合は、電力量計を設置し、市に電気料金を支払う」とあります。 具体的な単価または単価の考え方に関して、ご教示願います。	質問No.206の回答を参照ください。
224	表3-11 取合条件	38	3	3-1	6	2		供給水質「下表のとおり」と記載があります。 下表とはどちらをお示しのご教示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)表3-5 供給水質に示すとおりとします。
225	上水	39	3	3-1	3-1-6	2	(4)	此花下水処理場において、「事業者が直接供給事業者と契約し、施設まで引き込むこと。」とありますが、現状貴市が使用されている既設配管から取水させていただくことで、直接供給事業者と契約するのではなく、貴市から供給いただき、計量器を設置し貴市に上水使用料をお支払いのご提案をすることも可能でしょうか。新たに施設まで引き込みを行うことになると、相応の設備費がかかるため、事業費が高止まりする可能性がございます。	要求水準書(案)3-1-6 §2 (4)上水に関する条件に示すとおりとします。
226	供給電力	39	3	3-1	3-1-6	2	(5)	此花下水処理場において、事業者が電気事業者と契約することは、特例需要場所として指定されれば可能ですが、原則は一需要場所・一引込となるため、電気事業者との交渉次第で困難となる可能性があります。また、特例需要場所として指定されても、事業者側で相応の設備工事(電線引込工事及び保安工事)が必要になることを考慮すると、事業費が高止まりする可能性がございます。貴市で一括して電力契約を行い、事業者は電力量計を設置し、市に電気料金を支払うか、または事業者が処理場一括の電力契約を行い水処理側に電力供給を行うか、いずれかの方法をとることも考えられるかと思いますが、貴市の考え方をご教示ください。	要求水準書(案)3-1-6 §2(5)供給電力に示すとおりとします。
227	取合等に関する条件	40	3	1	6	§3	(2)	外部汚泥受入設備につきましても、事業者にて提案した容量となる、という理解で宜しいでしょうか。また、現有受入設備の容量・仕様等をご教示願います。	ご理解のとおりです。 現有受入設備の容量・仕様等は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
228	取合等に関する条件	40	3	1	6	§3	(2)	移動脱水車やダンプトラック等による脱水汚泥の外部受入を可能とすることとの記載がありますが、想定される1日当たりの搬入量についてご教示願います	質問No.128の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
229	取合等に関する条件	40	3	1	6	§3	(3)	P17.2-4-2(1)におきまして、平野既設脱水設備は令和10年に停止予定とありますが、既設脱水機棟からも脱水汚泥を供給できるフローとしてあります。本事業にて設置する脱水機が故障等した場合において既設脱水機棟から脱水汚泥を供給いただけるという理解で宜しいでしょうか。	既設の脱水機設備は、本事業開始後に廃止とする計画であるため、既設脱水機棟から脱水汚泥を供給することはありません。
230	取合等に関する条件	40	3	1	6	§3	(4)	上水の他にも(8)都市ガス、(9)電力につきまして、舞洲スラッジセンターにおいては、「建設期間中は、市が契約者となるため、事業者において使用量が計量できる設備を設置し、使用量に応じて市より有償にて提供する。」と記載がありましたが平野下水処理場においては記載がありませんでした。平野下水処理場においては、建設期間中から事業者にて契約し、調達・使用するものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	平野下水処理場の監視制御設備改築について	40	3	1	6	3		平野下水処理場において、汚泥処理設備だけでなく一部送受泥設備(送受泥ポンプ)等の更新も本事業に含まれておりますが、送受泥設備における監視制御設備の改築(他処理場との送泥制御の見直し)等も本事業に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	送受泥設備における監視制御設備の改築(他処理場との送泥制御の見直し)等は、本事業に含みません。
232	脱水汚泥供給に関する条件	40	3	3-1	3-1-6	3	(3)	2文目について、「汚泥炭化炉への脱水供給は、・・・」とありますが、「汚泥炭化炉への脱水”汚泥”供給は・・・」の誤りと理解しましたが、よろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	再生水に関する条件	41	3	1	6	3	(4)	平野下水処理場の再生水(砂ろ過水)の支給が、維持管理上停止することもあるとのことですが、最大どの程度の期間停止すると想定されるでしょうか?	平野下水処理場の再生水が停止した実績は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
234	上水	41	3	3-1	3-1-6	3	(4)	平野処理場において、「事業者が直接供給事業体と契約し、施設まで引き込むこと。」とありますが、現状貴市が使用されている既設配管から取水させていただくことで、直接供給事業体と契約するのではなく、貴市から供給いただき、計量器を設置して、使用分の上水使用料を貴市お支払いのご提案をすることも可能でしょうか。新たに施設まで引き込みを行うことになると、相応の設備費がかかるため、事業費が高止まりする可能性がございます。	要求水準書(案) 3-1-6 §3(4) 上水に関する条件に示すとおりとします。
235	下水に関する条件	41	3	3-1	6	3	(5)	「下水のうち再生水の使用に伴い発生する床洗浄水等の雑排水は、平野下水処理場処理施設分配槽へ送水する」とあります。同じく平野下水処理場分配槽へ送水するプラント排水と一緒に既設配管を利用して送水することは可能でしょうか。	平野下水処理場分配槽への排水は、要求水準で示す排水量・水質の範囲で、まとめて送水することは可とします。
236	都市ガス	43	3	3-1	3-1-6	3	(8)	平野処理場において、現状は場内で都市ガスを利用されていないのでしょうか。新たに施設まで引き込みを行うことになると、相応の設備費がかかるため、事業費が高止まりする可能性がございます。	要求水準書(案) 3-1-6 §3(8)都市ガスに関する条件に示すとおりとします。
237	供給電力	43	3	3-1	3-1-6	3	(9)	平野下水処理場において、事業者が電気事業者と契約することは、特例需要場所として指定されれば可能ですが、原則は一需要場所・一引込となるため、電気事業者との交渉次第で困難となる可能性があります。また、特例需要場所として指定されても、事業者側で相応の設備工事(電線引込工事及び保安工事)が必要になることを考慮すると、事業費が高止まりする可能性がございます。貴市で一括して電力契約を行い、事業者は電力量計を設置し、貴市に使用分の電気料金を支払うか、または事業者が処理場一括の電力契約を行い、事業範囲外の設備に電力供給を行うか、いずれかの方法をとることも考えられるかと思いますが、貴市の考え方を教えてください。	要求水準書(案) 3-1-6 §3(9)供給電力に示すとおりとします。
238	プラント排水に関する条件	43	3	3-1	6	3	(6)	脱水分離液の送水先である「既設脱水機棟の分離液貯留槽」の取合位置の提示をお願いいたします。	質問No.16の回答を参照ください。
239	撤去に関する条件	44	3	1	7			撤去作業において、機器の停止操作は貴市にて実施頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	撤去に関する条件	44	3	1	7			舞洲スラッジセンターにおいて、汚泥溶融炉は着工時に1基停止可能との記載があります。一方、17ページには令和8年度末にて2炉停止予定との記載があります。令和8年度末の2炉停止の前倒しは、1炉のみ可能との考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の提案により適切に汚泥の処理が行え、下水処理に支障を来さない提案であれば、別途協議の上、撤去開始時期を早めることは可とします。
241	撤去に関する条件	44	3	1	7	§1		表3-21において、汚泥溶融炉施設の「以降、舞洲スラッジセンターで供用開始した能力に応じて撤去は可能とする」とありますが、p.17に記載のとおり、平野下水処理場の改築が優先されますので、平野下水処理場に建設・供用開始した汚泥資源化施設の能力分についても舞洲の溶融炉施設の撤去は可能と判断してよろしいでしょうか。	平野下水処理場に建設・供用開始した資源化施設能力分は、平野下水処理場の既設溶融炉の停止分を基本としますが、事業者が提案する処理能力が、平野下水処理場の下水処理に悪影響を与えないものであればご理解のとおりです。
242	撤去に関する条件	44	3	1	7	§1		既存設備のうち、それほど劣化していないもの(例:ケーブルラック、架台、配管サポート等)については、事業者側の責務において再利用してもよろしいでしょうか。 (p.57において建築機械のダクト・ダンパ等については再利用を可能とする、との記載がありますが、事業費低減のために極力再利用可能なものは再利用したいと考えております。)	質問No.13の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
243	撤去に関する条件	44	3	1	7	§1	(2)	1炉撤去・建設では令和10年9月末までの工事完成は困難である可能性があります。 「事業者の汚泥処理リスク低減提案」により、汚泥処理能力を確保できる場合は、2炉の撤去開始を早めることを認めていただきたく存じます。	事業者の提案内容が、適切に汚泥の処理が行え、下水処理に支障を来さない提案であれば、別途協議の上、撤去開始時期を早めることは可とします。
244	撤去に関する条件	44	3	1	7	§1	(2)	撤去方法・スケジュール等は事業者の提案によるものとの記載があります。これは、P17 2-4-2(1)に記載の貴市の既設施設停止予定よりも優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.243の回答を参照ください。
245	舞洲スラッジセンターの撤去範囲について	44	3	1	7-1	1	1	舞洲スラッジセンターの監視制御設備について、切替における既存施設の運転管理への影響を最小にする等の検討を踏まえ、耐用期限を迎えていない既存機器を活用し、事業者の責任による補修・維持管理を行うことで、撤去せずに残置させることは問題ないでしょうか。	質問No.12の回答を参照ください。
246	表3-21 既存設備の撤去に関する条件	44	3	3-1	7-1	1		汚泥溶融炉施設の杭も撤去の対象でしょうか。	改築に支障のないものは事業対象外とし残置とします。
247	設計・建設期間中の撤去	44	3	3-1	7-1	1	(1)	既設汚泥溶融炉施設について、市との協議により現状の汚泥処理に影響がないと判断できる場合、着工時または本事業の設備稼働前に2基撤去してもよろしいでしょうか。	質問No.243の回答を参照ください。
248	維持管理・運営期間中の撤去	44	3	3-1	7-1	1	(2)	「舞洲スラッジセンター撤去対象機器リスト」の示した機器で、再利用可能なものがあれば、事業者リスクにおいて、流用・再利用しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問No.12の回答を参照ください。
249	維持管理・運営期間中の撤去	44	3	3-1	7-1	1	(2)	配管、弁類、計器類、その他材料で、再利用可能なものがあれば、事業者リスクにおいて、流用・再利用しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問No.13の回答を参照ください。
250	維持管理・運営期間中の撤去	44	3	3-1	7-1	1	(2)	「維持管理・運転開始後3年度以内に・・・撤去すること」とあります。 撤去方法、スケジュール等を検討し、3年以内の撤去が困難な場合は、貴市殿と協議し、延長することは可能でしょうか。	質問No.84の回答を参照ください。
251	建設期間中の一部供用開始	45	3	1	8			施工期間中において、汚泥処理に必要な能力を確保し、下水処理に影響を与えないために、段階的な供用開始が認められていると理解しています。一方、最後に完成した施設の引渡し後から20年間は事業期間となっております。 段階的稼働から全て引き渡しまでの維持管理・運営費(ユーティリティー、人件費、修繕費等)は入札金額に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 段階的稼働の範囲や期間によっては、既存施設の維持管理費が低減できますが、入札金額に含まれる場合は提案しないことも考えられます。	建設期間中に稼働する施設の維持管理・運営費は、入札金額に含む予定です。詳細は、入札公告でお示しする予定です。
252	建設期間中の引き渡しに関する条件	45	3	1	8			事業所での施設の引き受けとは、平野下水処理場の分離液処理施設のこととの理解で宜しいでしょうか。また、事業者からの施設の引き渡しとは、39頁「§3平野下水処理場」「(1)消化汚泥受入に関する条件」に示される送泥ポンプのこととの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	建設期間中の引き渡しに関する条件	45	3	3-1	8			建設期間中に試運転・供用開始による汚泥処理費及び資源化の有効利用費用に関して、早期立ち上げの優位性を確保するために本事業費外にて試運転・供用費用を別途ご精算いただくことは可能でしょうか。	質問No.251の回答を参照ください。
254	SS、T-N、T-P濃度の測定方法	46	3	2	1	§1	(1)	「イ水質分析は、週2回以上実施する。」とありますが、別紙「汚泥試験の項目、頻度及び汚泥試験方法」65頁の脱水分離液試験項目及び試験方法で定める頻度(月2回以上)でよいとの理解で宜しいでしょうか。	本項に示すSS,T-N,T-Pの水質分析は、2回/週以上実施するものとします。
255	性能に関する要求水準	46	3	2	1	§1	(2)	表3-2 3に示された長時間曝気流入水の要求水質のうち、T-N 24mg/L以下とありますが、T-Nの内訳、特にNH4-Nとしての規定はないという理解で宜しいでしょうか。	長時間曝気流入水の要求水質のT-Nは240mg/L以下(脱水分離液処理施設流入T-Nが1200の場合)とし、NH4-Nは最大120mg/L程度とします。詳細は、入札公告時にお示しします。
256	性能に関する要求水準	46	3	2	1	§1	(2)	表3-2 3に示された長時間曝気流入水の要求水質のうち、水温に関する規定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、下水道法・大阪市下水道条例による水質規制の45 以下を目安としてください。
257	脱水分離液処理施設	46	3	3-2	1-1	1	(2)	「・・・舞洲スラッジセンターから此花下水処理場までの・・・適切な処理水質で送水すること」と記載があります。 事前調査で配管の腐食やスケールを確認することは可能でしょうか。 現状確認が困難な場合、配管の腐食やスケールが発生し維持管理上の問題が発生した場合、市側のリスクと考えてよろしいでしょうか。	事前調査における確認に要する期間にもよりますが、日単位(7時間/日程度)であれば可とします。 維持管理・運営期間において、配管の腐食及びスケールが発生した場合、発生原因などを含め別途協議とします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
258	脱水分離液処理施設	46	3	3-2	1-1	1	(2)	脱水分離液処理施設が定期修繕等で一部停止し、全量処理不可の場合の未処理の脱水分離液の送水先についてご教示ください。	水分離液処理施設は、定期修繕時においても必要な脱水分離液を全量処理できるように、施設規模や複数系列化、代替処理方法等を事業者にて考慮したものとします。なお、一時的に発生する場合の未処理となる脱水分離液の送水先は、此花下水処理場とします。
259	表3-23 長時間曝気流入水の要求水質	46	3	3-2	1-1	1	(2)	「T-N 240mg/L以下(脱水分離液処理水質)」は流入水質に寄らず脱水分離液処理施設出口水質が240mg/L以下であることが要求水準と考えてよろしいでしょうか。 上記が要求水準となる場合、此花下水処理場長時間曝気槽の処理可能負荷を考慮した受入可能水量の上限はありますか。 また、備考欄に「除去率80%以上」の記載がありますがこれは要求水準に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準は、T-N除去率80%以上かつ240mg/L以下をともに満足するものとします。 此花下水処理場長時間曝気槽の受入可能水量は事業者提案によるものとしますが、実運用時には、此花下水処理場の放流水質(水処理の状況)に応じて別途協議とします。
260	表3-23 長時間曝気流入水の要求水質	46	3	3-2	1-1	1	(2)	「SS 事業者が受泥した汚泥(乾燥固形物量)の1%以下」と記載あります。 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019年度版における各種脱水機のSS回収率は93~95%以上となっております。 また、脱水機の後段の脱水分離液処理施設は、要求水準書P18 2-4-4-2 脱水分離液処理方式にて「脱水分離液の窒素除去を行う」とあり、SS除去を目的とした処理方式ではないため、此花下水処理場へのSSの要求水準については協議と考えてよろしいでしょうか。	此花下水処理場長時間曝気流入水の要求水質は、要求水準書(案) 3-2-1-1 §1(2) 長時間曝気流入水の要求水質に示すとおりとします。
261	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	46	3	3-2	1-1	1	(2)	水質分析の頻度について、当該項目イでは「水質分析は、週2回以上実施する。」とあり、一方、別紙65頁「脱水分離液試験項目及び試験方法」では「水質試験頻度は、月2回以上」とあります。 「月2回以上」を正としてよろしいでしょうか。	質問No.254の回答を参照ください。
262	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	46	3	3-2	1-1	1	(2)	アで示される「事業者提案の測定方法により行う放流水質測定」は状態監視であり、要求水準の履行確認はイで示される「下水試験方法に基づく週2回以上の水質分析による計量証明書での報告」により行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、測定項目や内容などの詳細は、入札公告時にお示しします。
263	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	46	3	3-2	1-1	1	(2) ア	「放流水質測定は・・・」と記載あります。 この「放流水質」とは此花下水処理場への「返流水質」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	46	3	3-2	1-1	1	(2) アイ	アでは「放流水質測定は毎日行い・・・」と記載あり、イでは「水質分析は週2回以上・・・」とあります。 水質分析全般としては週2回以上実施し、その中で放流水は毎日実施という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	46	3	3-2	1-1	1	(2) ア、オ	アでは「放流水質測定。測定方法は事業者の提案とする」と記載あり、オでは「水質分析は下水試験方法に基づき実施し、計量証明書とともに報告する。」とあります。 アの事業者提案の測定方法でもオが適用されるのでしょうか。	アについては、事業者の提案する方法によるものとし、計量証明書は不要です。
266	性能に関する要求水準	47	3	2	1	§2	(2)	平野下水処理場の汚泥固形燃料化事業に対する脱水汚泥供給条件は78%となっておりますが、それ以外においては特に脱水機容量や脱水機出口含水率の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給	47	3	2	1-1	§2	(2)	炭化炉施設に供給される脱水ケーキは、表 3-2 5 汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給条件の他に制約条件はありますか。例えば5~10%程度の無機凝集剤(ポリ硫酸第二鉄)が含まれる場合等。	汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥の供給条件は、事業の検討に必要な資料として、別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与することとしております。貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。
268	平野処理場	47	3	2	1	2		実施方針(案)の質問でもありました通り、平野下水処理場において消化槽設備の建設が予定されていると想定されます。本事業で取り扱う汚泥の性状に関わる事項と考えますので建設スケジュールなどをご教示いただけますでしょうか。	建設スケジュールは未定です。平野下水処理場の汚泥は、別処理場で全量消化としているため、汚泥性状に大きく影響はないと判断しております。
269	汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給	47	3	2	1	2	2	汚泥固形燃料化事業へ供給する脱水汚泥の性状は以下の範囲内とするとのことですが、表の3-25の脱水汚泥含水率78%は代表値で有り別途変動幅が設定されているとの理解でよろしいでしょうか	汚泥固形燃料化事業へ供給する脱水汚泥の含水率は、78%以下とします。
270	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	47	3	3-2	1-1	1	(2) オ	事業者の行った水質分析結果は、計量証明書とともに貴市へ報告するとあります。 外部委託により事業者が採取した試料による水質分析をお考えでしょうか。	外部委託にかかわらず、計量証明の提出を求めています。
271	要求水準の免除	47	3	3-2	1-1	1	(2)	22頁「表2-10脱水分離液性状の変動幅」に示される範囲を逸脱した場合も要求水準の免除の条件となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
272	要求水準の免除	47	3	3-2	1-1	1	(2)	要求水準の免除要素については本項記載の事業者の責によらない汚泥供給停止以外にも、供給量の上昇、低下、不可抗力等様々なものがあると考えられます。 基本的にはそれら事象はすべて包含されるものとし、その際の費用発生については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	性能に関する要求水準	48	3	2	1	§2	(3)	未処理で濃縮排水槽へ送水できる脱水分離液は分離液処理施設へ送水する分離液と同等の水質で問題ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	性能に関する要求水準	48	3	2	1	§2	(3)	脱水分離液は最大2,350m <sup>3</sup> /日(1,350m <sup>3</sup> /日+1000m <sup>3</sup> /日)までは発生しても問題ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、実運用時には、下水処理場の放流水質に影響を与えるため、市と別途協議することとします。
275	表3-25 汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給条件	48	3	3-2	1-1	2	(2)	表3-25に示す既設燃料化炉への脱水汚泥供給条件について、含水率78%は目標値と考え、別紙P.11 ウ 汚泥性状実績 脱水ケーキ含水率(%) (平成24年度～令和元年度)に示す変動範囲(約78～82%)の処理実績があり、この含水率の範囲であれば問題なく受入・処理可能と考えてよろしいでしょうか。	質問No.269の回答を参照ください。
276	表3-25 汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給条件	48	3	3-2	1-1	2	(2)	表3-25に示す既設燃料化炉への脱水汚泥供給条件について、強熱減量および高位発熱量は流入性状によるものであり、この範囲を外れた場合においても問題なく受入・処理可能と考えてよろしいでしょうか。 また、既設燃料化炉にて受入不可の汚泥が発生した場合、本事業で更新する資源化炉での処理または、産廃処分とし、処理費を別途精算いただける理解でよろしいでしょうか。	既設燃料化炉の汚泥受入れについては、別途協議とします。また、事業者の施設能力で処理できる範囲はサービス対価をお支払いします。 また、汚泥性状が要求水準書(案) 2-4-6 対象汚泥に示す範囲を外れる場合は、別途協議の上、大阪市の負担とします。
277	脱水分離液処理施設(今回事業は維持管理・運営のみ)	48	3	3-2	1-1	2	(3)	既存脱水分離液処理施設の維持管理・運営の具体的実施方針についてご提示ください。 また、維持管理を行う上での想定ユーティリティ数量についてご提示ください。	質問No.44の回答を参照ください。
278	既存脱水分離液処理施設の処理能力	48	3	3-2	1-1	2	(3)	「処理性能要求水準：常にT-N除去率80%以上」とあります。 これは週2回以上実施する水質分析結果が満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	T-N濃度の測定方法	49	3	2	1	§2	(3)	「ア 水質分析は、週2回以上実施する。」とありますが、別紙「汚泥試験の項目、頻度及び汚泥試験方法」65頁の脱水分離液試験項目及び試験方法で定める頻度(月2回以上)でよいとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.254の回答を参照ください。
280	資源化施設性能の要求水準	49	3	2	1	2	(2)	(2)汚泥炭化方式または汚泥乾燥方式の場合、固形燃料化した有価物に臭気成分が残存すると想定されますが、固形燃料化物の臭気に関する指標や要求性能等がありましたらご提示願います。  例として当グループの固形燃料物の臭気測定は方法は下記の方法で行っております。 ①試料100gを10L容器(テドラバッグ等)に入れて密封する。 ②一度容器内を脱臭した後、清浄空気を10L入れて密封し、5分間混ぜる。 ③一定温度(35 )の恒温槽に容器を入れて、24時間保持する。 ④内部のガスを別の容器に移し替えて、分析用サンプルとする。 ⑤「臭気指数及び臭気排出強度の算出の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に従い、臭気濃度及び臭気指数を求める。	固形燃料化物自体の臭気に関する指標及び要求性能は、求めておりません。
281	資源化施設性能の要求水準について	49	3	2	1-2	1		汚泥焼却方式の場合、排熱回収率40%以上かつ消費電力量削減率が20%以上とありますが、監視設備にて信号取込みによる演算、可視化、記録の必要はありますでしょうか。	監視制御設備にて信号取込みによる演算、可視化、記録は、必ずしも必要ではなく、事業者の提案によるものとします。
282	T-N濃度の測定方法	49	3	3-2	1-1	2	(3)	水質分析の頻度について、当該項目イでは「水質分析は、週2回以上実施する。」とあり、一方、別紙65頁「脱水分離液試験項目及び試験方法」では「水質試験頻度は、月2回以上」とあります。 「月2回以上」を正としてよろしいでしょうか。	質問No.254の回答を参照ください。
283	要求水準の免除	49	3	3-2	1-1	2	(3)	20頁2-4-6-1対象汚泥の項目で『送泥管の管内洗浄時は、未消化の汚泥と消化汚泥の混合汚泥を処理対象とする場合がある』とあります。 混合汚泥の脱水分離液は48頁で示される『既存脱水分離液処理施設における設計時の流入水質』を逸脱する可能性が高いものと考えますので、要求水準の免除の条件と考えてよろしいでしょうか。	要求水準で示す汚泥量・汚泥性状の範囲を外れた場合は、別途協議とし要求水準の免除の可否を判断します。
284	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			「～をリサイクル事業者等へ搬出し、二次加工を経て建設資材等に有効利用する。」とあります。 将来的な技術革新や環境に対する社会意識の変化による市況変化に伴い、有効利用方法などの変更も考えられることから「処理または二次加工等を経て」にご訂正いただけますでしょうか。	下水汚泥の有効利用方式は、要求水準書(案)3-2-1-3(1)汚泥焼却の場合に示すとおりとします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
285	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			有効利用費の支払いは、最終生成物量に事業者の提案単価を乗じて設定することと推測します。その前提で、入札時における有効利用費の算出においては、表2-8の各年度の日平均消化汚泥量をベースにするという理解でよいでしょうか。	有効利用の費用算出に関する詳細は、入札公告でお示しする予定です。
286	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			最終生成物は、有効利用先への運搬時に飛散を予防するため加湿することが想定されます。大阪市施設から搬出された生成物をリサイクルする場合、加湿水分を除いた重量で適切にリサイクルしたかを確認し管理すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			貴市の帰責事由または本事業に係る法令変更により、有効利用費が当初計画よりも上回った場合は貴市にてご負担いただけますでしょうか。	法令等の新設・変更に伴い、市の判断で計画変更を行う場合は、市の負担とします。
288	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			貴市の帰責事由(例えば、汚泥に含まれる重金属の含有量がこれまでの実績と比較して著しく変化したこと等)により、有効利用が不可となった場合、全量有効利用の対象外となると理解してよろしいでしょうか。	有効利用が不可となった場合は、別途協議とします。
289	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			不可抗力による設備停止時は、脱水汚泥の状態外部搬出することが認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			環境に対する社会意識の変化による市況変化や、本事業に関わる法令変更が発生した際のリスクを事業者では負いかねますので、貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	質問287の回答を参照ください。
291	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			汚泥性状の変化や本事業に関わる法令が変更となり、本施設の改造等が必要となった場合には、改造費用は精算されるとの理解で良いでしょうか。	質問287の回答を参照ください。
292	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			「汚泥焼却炉において・・・有効利用する」について、有効利用する処分費は事業者側負担で、排出事業者は市殿との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			「事業者は以下の方式ごとに・・・最終生成物を全量有効利用する。」とあります。最終生成物に限らず、処理過程において発生する生成物についても有効利用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	3-2-1-3			「・・・維持管理・運営期間を通じて有効利用先を確保し、最終生成物を全量有効利用する。」との記載がございますが、有効利用とは、有償・逆有償問わず認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	汚泥炭化方式、汚泥乾燥方式	49	3	3-2	3-2-1-3	(2)		「・・・有償物として市から全量買い取り、有効利用先へ供給する。」との記載がございますが、貴市からの購入単価は事業者からの提案により設定できるものと理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	温室効果ガスの削減	50	3	2	1	5		別紙p.59「温室効果ガスの算出方法」にて各燃料や電力についてCO2排出係数の記載がありますが、これら以外に各施設で使用予定の薬品類に係るCO2排出係数は考慮する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	温室効果ガスの削減について	50	3	2	1-5			「3-2-1-5温室効果ガスの削減」にて温室効果ガスの排出を極力削減することとありますが、監視設備にて信号取込みによる演算、可視化、記録の必要はありますでしょうか。	質問No.281の回答を参照ください。
298	性能に関する要求水準 副生成物等の排気量抑制	50	3	3-2	1-4			汚泥炭化および汚泥乾燥方式を採用する場合、付着・滞留しない副生成物(設備を停止せずに排出可能な飛灰など)については、汚泥焼却方式にて発生する焼却灰と同様に資源化物として有効利用の対象であると考えてよろしいでしょうか。	副生成物や事業実施に伴い廃棄物の処分量を極力抑制する施設とし、本事業で適正に処分することとします。
299	性能に関する要求水準 副生成物等の排気量抑制	50	3	3-2	1-4			「本施設において・・・利用出来ない副生成物の発生量や事業実施に伴い発生する廃棄物・・・施設とし、本事業で適性に処分すること。」とあります。当該施設で発生する副生成物や廃棄物に関して、処分費用は事業者側負担で、廃棄物の排出事業者は市殿との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	温室効果ガスの削減	50	3	3-2	1-5			温室効果ガス(CO2換算)基準排出量について、汚泥資源化炉定格処理能力が表に記載する70~200t-wet/日の規模を逸脱する場合は、基準排出量は処理能力に比例すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
301	温室効果ガスの削減	50	3	3-2	3-2-1-5			かっこ書きに、「固形燃料化物の化石燃料代替利用等の削減分は含まない」との記載がございますが、当該削減分を含む形で算出するか、もしくは別途当該削減分をご評価いただく仕組みをご検討いただきたくお願いいたします。 国土交通省様で設置された「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会」(令和3年10月27日開催)においては、温室効果ガスの排出量の算出方法につき議論がされている中で、地方公共団体実行計画について、「必ずしも自団体の「温室効果ガス総排出量」は削減されずとも、社会全体として温室効果ガスの排出量が削減される措置について目標を設定することも有効」との見解が示されております。燃料化施設を本事業規模で導入した場合、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、貴市が年間数万トンのCO2排出量削減に寄与することとなりますので、その点を十分に考慮いただきたくお願いいたします。	CO2削減効果の評価についての詳細は、入札公告でお示しする予定です。
302	施設全般に関する要求水準	51	3	2	2		1	舞洲スラッジセンターに関しては、時期の改築スペースを考慮との記載がありますが、本事業にて設置する設備と同等の設備への更新が可能なスペースとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	計量機器	51	3	2	2		5	「カ その他市のモニタリングに必要な項目」との記載がありますが、現状想定されているモニタリング項目がありましたらご教示下さい。	モニタリング項目については、要求水準に示す以外は、事業者提案によります。
304	計量機器	51	3	2	2		5	最終生成物搬出量、含水率については、連続測定は難しいと思いますが、各計測項目は、必ずしも連続測定機器である必要はないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	施設全般に関する要求水準	51	3	3-2	2			各施設の運用は事業終了後何年程度稼働する計画で見込みでしょうか。	質問No.81の回答を参照ください。
306	計量機器	51	3	3-2	2		(5)	毎日計量できる計量設備を設けるものについて、「使用電力」と「電力使用量」は同じものと考えてよろしいでしょうか。 また、「力率」は「電力使用量」から算出した計算値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	計量機器	51	3	3-2	2		(5)	計量対象となる「排水」とは、プラント排水である「一般排水系排水」と「脱水分離系排水」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	要求水準書(案)別紙-12	51	7			1	1	アスベスト調査(含有製品一覧表)にてアスベスト使用材料を明示していただいておりますが、電気用品においても同様の調査表をいただけないでしょうか。また、PCBの含有情報についても同様に調査表をご提示頂けないでしょうか。	電気設備でのアスベストの使用及びPCBの使用はありません。
309	機械設備に関する要求水準	52	3	3-2	3	1	(1)	再生水送水ポンプ設備のポンプ吸込み側の更新範囲については、既存の吸込ヘッダー管からの分岐を取合い点することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	再生水送水ポンプ設備(此花下水処理場)	52	3	3-2	3	1	(1)	『既設ポンプ設備、配管、操作盤を今回事業で改築する』とあります。 舞洲に脱水分離液処理設備を設置する場合、『操作盤』とは更新するポンプ設備の電気設備という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	送泥・汚泥供給ポンプ設備(平野下水処理場)	52	3	3-2	3	2	(1)	『既設ポンプ設備、操作盤及び配管を今回事業で改築する』とあります。 『操作盤』とは更新するポンプ設備の電気設備という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	電気設備に関する要求水準	53	3	2	4			機器仕様についての記載がありませんが、受電回線数、受電系統数、監視設備制御装置などの冗長性の有無は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	既設太陽光発電設備との系統連系	53	3	2	4	§1	(2)	既設太陽光発電設備との系統連系にあたり、事業者が調達する電力量を試算するため、過去5年分の既設太陽光発電設備の発電実績をお示し願います。	質問No.16の回答を参照ください。
314	電気設備に関する要求水準	53	3	2	4	1	1	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し、必要となる施設を整備して、調達・使用するものとする」と記載あります。一方で、配電系統参考図によりますと、電力事業者からの引込は本事業範囲外と読み取れます。電力事業者への工事負担金は本事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	電力事業者への工事負担金は本事業範囲とします。
315	電気設備	53	3	2	4	1	1	本事業対象施設で新たに受電を行う場合、舞洲スラッジセンターの敷地内で複数の受電契約を行うこととなりますが、本事業対象施設が電気事業法施行規則第3条の「特例需要場所」に該当し、「一需要場所・複数引込」が可能であるとの確認は完了しているとの理解で宜しいでしょうか。	最後に完成した施設の引き渡し完了し、維持管理・運営開始時に受電契約を本市から事業者へ変更することとします。
316	既設太陽光設備との系統連系	53	3	2	4	1	2	系統連系を実施するための検討に必要な既設太陽光設備の資料(システム構成、発電容量、機器仕様、単線結線図等)をご提示ください。また、事業者が必要な資料については、随時ご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
317	既設太陽光設備との系統連系	53	3	2	4	1	2	既設太陽光発電設備の発電帳票(日報、月報)の開示をお願いします。	質問No.16の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
318	既設太陽光発電設備について	53	3	2	4	1	2	本事業での要求水準は発電した電力を自己消費することのみであり、「(1日あたり、 kw以上発電するように運転管理する」といった発電量に関する要求水準はないという理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
319	既設太陽光発電設備について	53	3	2	4	1	2	本事業での要求水準は発電した電力を自己消費する旨の記載があります。また、要求水準書(案)別紙32ページでは、太陽光発電設備に関する機器は既設利用のみで、100kwパワーコンディショナを除き、修繕の対象外となっております。事業期間中に修繕対象外の設備が故障し、系統連系ができず、本事業で設置する変圧器の容量を見直す必要が出た場合は、別途設計変更の対象としていただけないという理解で宜しいでしょうか。	本事業で設置する変圧器の容量を見直す必要が出た場合は、別途協議とします。
320	現場操作盤の改築	53	3	2	4	1	4	「2号受泥槽投入弁現場操作盤及び再生水槽現場操作盤」を今回事業で改築との記載があります。6-2用語集(p77)には「改築：既存の施設を新しい施設に取り換えることをいう」とありますが、今回更新対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	電気設備に関する要求水準	53	3	3-2	4	1		舞洲・平野・此花において、既設との取り合いに必要な資料については、監視制御設備の検討のため実施方針の公告時点にはすべてご提示いただけると解釈してよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
322	既設太陽光発電設備との系統連系	53	3	3-2	4	1	(2)	既設太陽光発電設備の維持管理は本事業範囲外という認識でよろしいでしょうか。	パワーコンディショナのみ修繕対象となります。
323	既設太陽光発電設備との系統連系	53	3	3-2	4	1	(2)	既設太陽光発電設備の発電実績について過去5年程度のデータを開示いただけますでしょうか。(時間・日・月・年の各発電量) また、事業提案において、発電電力量を使用することで削減する電力量の一律減算値をご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
324	既設太陽光発電設備との系統連系	53	3	3-2	4	1	(2)	既設太陽光発電設備との系統連携が必要とのことですが、設計を進めるための既設資料の提示は実施方針の公告時点と解釈してよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
325	電気設備に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	53	3	3-2	4	1	(4)	2号受泥槽投入弁現場操作盤等の更新が必要とのことですが、設計を進めるための既設資料の提示は実施方針の公告時点と解釈してよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
326	電気設備に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	54	3	2	2	1	3	配電系統図参考図において、本事業範囲外の信号等取合盤とのインタフェースの記載がありますが、既設監視制御設備とのインタフェースということでしょうか。また、取り合い信号内容とは、具体的にどのような信号でしょうか。	ご理解のとおりです。また、取り合いの信号内容は、事業者の提案となります。
327	配電系統参考図	54	3	2	4	1	3	配電系統参考図に記載の「信号等取合盤」の資料をご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
328	電気設備に関する要求水準	54	3	2	4	2	1	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し、必要となる施設を整備して、調達・使用するものとする」と記載あります。一方で、配電系統参考図によりますと、電力事業者からの引込は本事業範囲外と読み取れます。電力事業者への工事負担金は本事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	質問No.314の回答を参照ください
329	電気設備	54	3	2	4	2	1	「此花下水処理場 (1)電気設備 施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し、必要となる施設を整備して、調達・使用するものとする。」との記載がありますが、本事業対象施設で新たに受電を行う場合、此花下水処理場の敷地内で複数の受電契約を行うこととなります。本事業対象施設が電気事業法施行規則第3条の「特例需要場所」に該当し、「一需要場所・複数引込」が可能であるとの確認は完了しているとの認識で宜しいでしょうか。	本事業対象範囲を此花下水処理場の自家用区域から除外し、単独の自家用区域として受電を行って下さい。 此花下水処理場からの自家用区域の除外手続きは本市にて行います。
330	電気設備	54	3	2	4	2	1	「一需要場所・複数引込」が認められない場合、既設の電気設備から分岐して電気調達することは可能でしょうか。	質問No.329の回答を参照ください。
331	電気設備に関する要求水準	55	3	2	4	3	1	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し、必要となる施設を整備して、調達・使用するものとする」と記載あります。一方で、配電系統参考図によりますと、電力事業者からの引込は本事業範囲外と読み取れます。電力事業者への工事負担金は本事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	質問No.314の回答を参照ください。
332	電気設備	55	3	2	4	3	1	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し、必要となる施設を整備して、調達・使用するものとする」との記載がありますが、本事業対象施設で新たに受電を行う場合、平野下水処理場の敷地内で複数の受電契約を行うこととなります。本事業対象施設が電気事業法施行規則第3条の「特例需要場所」に該当し、「一需要場所・複数引込」が可能であるとの確認は完了しているとの認識で宜しいでしょうか。	本事業対象範囲を平野下水処理場の自家用区域から除外し、単独の自家用区域として受電を行って下さい。 平野下水処理場からの自家用区域の除外手続きは本市にて行います。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
333	電気設備	55	3	2	4	3	1	「一需要場所・複数引込」が認められない場合、既設の電気設備から分岐して電気の調達を行うことは可能でしょうか。また、その場合の既設設備の改造については、貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	質問No.332の回答を参照ください。
334	電気設備	55	3	2	4	3	1	「既設脱水分離液処理施設」の電気代は事業者負担と記載があります。既設脱水分離液処理施設の電力消費量を含む、ユーティリティ使用量等のデータを開示していただけますようお願い致します。	質問No.16の回答を参照ください。
335	配電系統参考図	56	3	2	4	3	2	配電系統参考図に記載の「信号等取合盤」の資料をご提示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
336	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	56	3	2	5	1		浸水防除に対する性能は要求事項がないと考えて宜しいでしょうか。 また、計画浸水予防高の設定があれば、ご教示下さい。	ご理解のとおりし、舞洲スラッジセンターの計画浸水予防高は、+9.0mとします。
337	浸水防除	56	3	2	5	1		舞洲スラッジセンターは既存建屋をそのまま活用との事ですが、他の処理場の要求水準と同様の浸水防除予防高と必要な止水対策は既に取られており、追加の対策は不要であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	耐震計画について	56	3	2	5	1	1	既存建築構造物の既存計算書は別途ご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
339	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	56	3	3-2	5	1		舞洲設備更新計画に関する設備配置検討を進める上で、建築図が極めて早急に必要です。 建築図面一式(意匠、構造、建築設備、電気)を本要求水準書案に添付願います。	質問No.16の回答を参照ください。
340	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	56	3	3-2	5	1		舞洲設備更新計画に関する設備配置検討を進める上で、建築確認申請が極めて早急に必要です。 建築確認申請の副本を本要求水準書案に添付願います。	質問No.16の回答を参照ください。
341	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	56	3	3-2	5	1		舞洲設備更新計画に関する設備配置検討を進める上で、建築計算書が極めて早急に必要です。 計算書(最新の建屋構造計算書、建築設備計算書)を本要求水準書案に添付願います。	質問No.16の回答を参照ください。
342	建築機械・電気設備の改築更新	57	3	2	5	1	(3)	別紙機器リストで改築更新となっているものでも、事業者の提案により不要となるものは撤去できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	57	3	2	5		3	中央監視設備(建築系)は、ソフトの改修を行うとの記載があります。ソフト改修し既設機器を流用と考えますが、ソフト改修は本事業の範囲内と考えて宜しいでしょうか。 また、別紙機器リストにおいて、ソフト改修が必要となる対象機器をご教示下さい。	ご理解のとおりとし、対象機器については、質問No.16の回答を参照ください。
344	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	57	3	2	5		3	自動制御設備は、監視ポイントの改築、ソフトの改修を行うとの記載があります。ソフト改修し既設機器を流用と考えますが、ソフト改修は本事業の範囲内となりますでしょうか? また、別紙機器リストにおいて、監視ポイントの改築、ソフト改修が必要となる対象機器をご教示下さい。	ご理解のとおりとし、対象機器については、質問No.16の回答を参照ください。
345	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	57	3	3-2	5	1	(1)イ	既存建築構造物(地上6階、地下1階)及び基礎は、既存施設において、2014年版の「市設建築物の耐震計画技術指針」や「下水道施設の耐震対策指針と解説」および「想定される大規模な地震」などの耐震性能を有しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
346	建築機械・電気設備	57	3	3-2	5	1	(3)	舞洲設備更新計画に関する設備配置検討を進める上で、建築設備台帳が極めて早急に必要です。 建築設備台帳を本要求水準書案に添付願います。	質問No.16の回答を参照ください。
347	建築機械・電気設備	57	3	3-2	5	1	(3)	別紙機器リストに記載の既設利用する機器の修繕計画は、貴市より御提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、事業運営に不要となる機器の改築更新・維持管理は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者が行う維持管理情報から修繕等のご判断をいただきます。事業用地内において、本事業で使用しない部分においても、必要最低限の機能(法令関係・保安上に必要なもの等)確保の維持管理は本事業対象範囲に含まれます。
348	建築物に関する要求水準	58	3	2	5	3		平野処理場建築構造物は土木指針ではなく建築指針に基づくという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
349	浸水防除に対する性能	58	3	3-2	5	2	(2)	本項は此花下水道処理場に脱水分離液処理施設を設置する場合の要求性能であり、再生水送水ポンプの更新に関しては既存の急速ろ過施設への浸水防除機能の付加は本事業範囲に含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	平野下水処理場の建築構造物	59	3	2	5	3	(2)	騒音・振動・臭気等、環境条件を満足する前提で、施工性・維持管理性を考慮しプラントを屋外設置とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書(案) 3-2-5 §3(2)ウ建築構造物に示すとおりとします。
351	平野下水処理場の建築構造物	59	3	2	5	3	(2)	騒音・振動・臭気等、環境条件を満足する前提で、施工性・維持管理性を考慮し屋根なしの景観壁でも可とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案) 3-2-5 §3(2)ウ建築構造物に示すとおりとします。
352	土壌汚染	60	3	3-2	3-2-6	2	(3)	入札公告までに貴市にて再調査を行われない場合には、事業提案書提出時点においては、事業者は本事業において貴市が公表する入札説明書等に基づき、提案をいたします。「事業開始後、再調査結果により汚染状況の著しい変化が確認された場合は別途協議を行う。」との記載がございますが、再調査の結果、入札説明書等の記載と異なる事象が発生した場合には、その対応(例:工法変更等)に伴う金額変更ならびに工期変更が発生いたしますので、ご了承願います。	質問No.156の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
353	土木施設に関する要求水準	61	3	2	6	§2		平野の汚染土壌の再調査について著しい変化が確認された場合の追加調査、残土処分等については貴市ご負担との理解でよろしいでしょうか。	質問No.156の回答を参照ください。
354	試運転及び性能試験に関する要求水準	61	3	3				消化汚泥・再生水について大阪市様より御支給いただく記載がございますが、それ以外の薬品類については事業者にて調達するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	試運転及び性能試験に関する要求水準	61	3	3	-	-	-	性能試験の報告内容としては、各設備に対する性能報告ではなく施設全体としての試験結果報告をするという理解で宜しいでしょうか。実負荷運転の時間等の制約は無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	試運転及び性能試験に関する要求水準	61	3	3-3				「試運転及び性能試験中の消化汚泥・再生水は、市が支給する」とあります。 立上げ中の脱水分離液処理施設の処理水についても貴市にて無償で処理いただけたらと考えてよろしいでしょうか。 または、脱水分離液処理施設の立上げに必要な量の脱水分離液を分取し、残りの脱水分離液は既存の脱水分離液処理施設で無償で処理いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、試運転及び性能試験中に水量及び水質が要求水準を満足しない場合は、別途協議を行い、市が処理可能と判断した場合は、無償で処理します。
357	既存の脱水分離液処理施設での受入	63	4	1			(2)	既存の脱水分離液処理施設の要求水質を満たせば、新設脱水機施設から排出される脱水分離液を既存の脱水分離液処理施設へ供給できるとの理解でよろしいでしょうか。 新設脱水分離液処理施設稼働まで新設脱水機施設が稼働できない場合、新設資源化施設稼働のための仮設などが必要となります。	ご理解のとおりです。
358	業務分担	63	4	1			1	今回納入設備の修繕の範囲(小規模修繕または大規模修繕もしくは1件当たりの修繕費等)についてご教示願います。	全ての修繕が対象です。
359	維持管理・運営開始時の要件	63	4	1			2	本事業の対象施設を段階的に供用開始する場合も、事業者の維持管理・運営業務の開始は最後に完成した施設の引き渡し後からと考えてよろしいでしょうか。	建設期間中、市に施設の引渡し完了した施設の維持管理・運営は、本事業範囲とします。
360	運営業務	63	4	3			1	災害等において被災した場合は、被災状況を速やかに市に報告し、協議を行うこととなっています。復旧方法の他に費用の協議も含まれることでよろしいですか	ご理解のとおりです。
361	維持管理・運営体制	63	4	4-1				事業者の業務範囲において、SPCの判断にて業務を委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	維持管理・運営開始時の要件	63	4	4-1			(2)ウ	「脱水機施設と脱水分離液処理施設は同時に維持管理・運営業務を開始すること」とあります。 既設施設の稼働を維持することに加え、既設溶融炉施設の撤去数に条件があることから、同時に運営業務を開始することが困難な場合、既設設備と同等の脱水分離液水質を維持することを条件に段階稼働を協議することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
363	維持管理・運営体制	63	4	4-2			(1)	「事業者は提案するシステム」とあります。 システムとはどのような内容を想定されていますか。 ICTなどの活用をすることを明記しているとの理解でよろしいでしょうか。	システムについては、ICTなどの活用などを含め事業者の提案とします。
364	維持管理・運営体制	63	4	4-2			(1)	「事業者は提案するシステム」について、既設の電気設備にとらわれない、既設から独立したシステムの導入は可能との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
365	有資格者の配置	63	4	4-2			(1)	資格者の配置については、必要な資格者を事業者の判断にて配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	有資格者の配置	63	4	4-2			(1)	今回維持管理する人員は、事業者が必要な有資格者を適切な人数配置の計画を行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
367	維持管理・運営の要求水準	63	4	4-3				第4章の要求水準内にユーティリティ等の調達・管理業務がありませんが、ユーティリティの調達・管理業務は事業者の裁量により行うとの理解でよろしいでしょうか。 要求事項はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	運営業務	63	4	4-3			(1)	「本施設及び関連機器類の運転状態の監視、各機器類の制御及び操作」について、運転監視・操作の人数及び監視場所などの制限はなく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	電気設備の保安業務について	64	4	3			2	事業者にて電気主任技術者を選任することとなっておりますが、本事業範囲についての保安規程を新たに作成する必要はあるでしょうか。	本事業範囲についての保安規程を新たに作成してください。
370	電気設備の保安業務について	64	4	3			2	貴市にて作成済みの保安規程の見直しは貴市にて実施頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
371	消化汚泥供給の調整	64	4	3			3	予定外の設備停止による消化汚泥供給の調整についても、貴市及び包括業務委託受注者との連携により調整していくとの理解で宜しいでしょうか。	発生した消化汚泥の全量供給・全量受入れることを前提に、ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
372	電気設備保全管理	64	4	4-3			(2)	電気主任技術者を選任とあります。 経済産業省への届け出は不要との理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて届出が必要です。
373	市及び包括業務委託受注者との連携	64	4	4-3			(3)	「事業者から提出された年間修繕予定及び別途契約されている固形燃料化事業者から提出された年間修繕予定を調整」とあります。 固形燃料化事業者及び本事業者での直接的な調整はなく、包括業務委託受注者にて調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	包括業務委託受注者が、送泥ネットワーク計画を取りまとめ、必要に応じて3者で協議を行い調整するものとします。
374	市及び包括業務委託受注者との連携	64	4	4-3			(3)	包括業務委託受注者が各事業者と調整し合意した年次修繕計画について、貴市も合意した上で消化汚泥を供給すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	市及び包括業務委託受注者との連携	64	4	4-3			(3)	年次修繕計画に変更が生じ、送泥ネットワークからの消化汚泥供給に影響がある場合は、市及び包括業務委託受注者と協議のうえ調整が可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	自主環境影響評価の事後調査	64	4	4	3		(4)	自主環境影響評価について、具体的な業務内容について改めてご教示くださるようお願い致します。	大阪市環境影響評価技術指針に基づき、本事業に必要なとなる評価内容とします。
377	自主環境影響評価	64	4	4-3			(4)	自主環境影響評価における事後評価の実施頻度及び実施期間は事業者提案でしょうか。	大阪市環境影響評価技術指針に基づき、適切な実施頻度・実施期間の提案とします。
378	維持管理業務(点検・保守業務)	64	4	4-3			(5)ア	日常点検、定期点検は法令準拠することを前提とし、その方法及び頻度は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
379	汚泥試験項目、頻度及び試験方法	64	7	11				本ページに記載の「脱水ケーキ、溶融スラグ」の列について、固形燃料化を導入する場合、固形燃料JIS規格(JIS Z 7312)に従い、含水率、総発熱量、灰分、T-N、T-Pの提示のみでよろしいかと存じますが、よろしいでしょうか。またその頻度は4回/年以上でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
380	新規設備の修繕	65	4	3			(6)	新規設備の修繕については、提案時点で20年間の計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。 運営開始後、事業者のリスク負担を前提に 修繕の実施時期を変更する 修繕の内容を変更する 一部の修繕を省略する ことは可能でしょうか。 また、以上の変更をした場合であっても、提案した修繕費相当分は提案通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。(事業者インセンティブを与えるためにも重要な事項と史料致します。)	運営開始後の修繕の時期や内容の変更については可とします。費用に関する詳細は入札公告時にお示しする予定です。
381	建築にかかる点検・保守	65	4	3			5	外壁の点検方法については市と協議するとありますが、現在実施されている点検方法又は想定されている具体的な点検方法をご教示ください	質問No.16の回答を参照ください。
382	建築にかかる点検・保守	65	4	4-3			(5)イ	「ただし外壁の点検方法については市と協議すること」とあります。 この条文は舞洲スラッジセンターの外壁を示していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
383	建築にかかる点検・保守	65	4	4-3			(5)イ	「ただし外壁の点検方法については市と協議すること」とあります。 現状どのような点検基準・頻度・周期で行なわれていますでしょうか。 また、本事業においても同等程度で行うと想定してよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照ください。
384	建築にかかる点検・保守	65	4	4-3			(5)イ	建築基準法第12条に準ずる点検を行うとあります。 事業者にて準ずる点検を行うことで資格者(1級建築士、2級建築士など)による点検は不要との理解でよろしいでしょうか。 また、資格者が必要な場合は再委託による対応は可能でしょうか。	資格者による点検となります。また、再委託による対応は可とします。
385	建築にかかる点検・保守	65	4	4-3			(5)イ	建築基準法第12条に準ずる点検を行うとあります。 頻度、点検箇所、点検者は事業者提案でよろしいでしょうか	頻度、点検箇所については建築基準法第12条および関連する施行規則第5条、国土交通省告示第282号に記載されている内容とします。
386	修繕業務	65	4	4-3			(6)	『維持管理・運営のみが対象となる既存設備については、修繕による機能保持が困難となった場合は、その取扱いについて市との協議とする。』とあります。 維持管理・運営のみ対象となる既存設備の修繕計画は貴市より御提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 修繕計画をご提示いただけない場合は、設備台帳をご提示いただけますでしょうか。	維持管理・運営のみ対象となる既存設備の修繕は、事業者の維持管理情報から修繕等のご判断をいただきます。 設備台帳の貸与の時期や申請手続き等の詳細は、令和3年12月21日にお示しする予定です。質問No.16の回答を参照ください。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
387	修繕業務	65	4	4-3			(6)	『維持管理・運営のみが対象となる既存設備については、修繕による機能保持が困難となった場合は、その取扱いについて市との協議とする。』とあります。 基本的に費用に関しては別途有償化いただくと考えてよろしいでしょうか。 また、既設流用予定の設備に不具合・損傷等が生じている場合は、修理後にお引渡しいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	修繕業務	65	4	4-3			(6)	修繕業務は実運用においてその内容や頻度等が計画から変更することを想定します。 また、修繕の運用は性能発注という前提において、事業者がリスクを保有しながら創意工夫を発揮しやすい領域であると認識しています。 従いまして、修繕費については事業者の提案内容に基づく金額で固定し、支払いは事業期間中で割賦払いとし、実際の修繕内容は事業者の裁量になるという制度と考えてよろしいでしょうか。	質問No.380の回答を参照ください。
389	修繕業務	65	4	4-3			(6)ア	躯体のクラック補修等小規模修繕は機器改築に伴い発生したものに限るとあります。 確認方法についてご提示願います。 また、経年によるクラック、小規模修繕は対象外と認識しますがよろしいでしょうか	施設の引き渡しの際に、既存の状態について市と事業者で確認を行うこととします。また、施設の運用に支障を来すようなクラック等の小規模の修繕を含むものとしますが、修繕方法など別途協議とします。
390	修繕業務	65	4	4-3			(6)ア	躯体：クラック補修等小規模な修繕（機器改築に伴い発生したものに限る）とあります。 本施設は著作権の対象であり、修繕を行うにあたり留意事項及び著作権対象となる事項について詳細（壁面の色、材質など）をご教示ください。 また、著作権に係る事項が事業者で対応が困難な場合、事業者が費用を負担し、対応については貴市にて実施いただくことは可能でしょうか。	外壁など著作権に係る部分は本事業対象外となります。
391	修繕業務	65	4	4-3			(6)イ	「緊急対応及び緊急補修に要する費用については、市と協議とする。」とあります。 費用は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	緊急対応及び緊急補修の原因が、事業者の責によるものでない場合は、ご理解のとおりです。
392	修繕業務	65	4	4-3			(6)ウ	ウに示されている「別表（平成3年4月23日 事務連絡別表 平成15年6月19日改正）」が確認できません。 ご提示をお願いいたします。	質問No.16の回答を参照ください。
393	試験業務	65	4	4-3			(7)	「各種分析、分析回数は、別紙「汚泥試験の項目、頻度及び汚泥試験方法」に定めるとおりとする。」とあります。 提示いただいた分析項目の中に本事業対象外と想定される項目が含まれております。 以下に示す項目は各種分析業の対象外との理解でよろしいでしょうか。 ・活性汚泥試験全般 ・一般汚泥試験 沈殿池汚泥、余剰汚泥、濃縮汚泥、分離液*、消化ガス、溶融スラグ、送泥汚泥 *分離液とは濃縮分離液と想定しております。 また、消化汚泥とは本事業での受入汚泥との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	植栽・外構の著作権	66	4	3			11	植栽、外構（噴水やベンチ等）は著作権の対象とありますが、その他著作権の対象物（樹種、位置）を全て開示頂くと共に図面等に着色を行いご教示ください	ご質問No.16の回答を参照ください。
395	見学者対応	66	4	3			12	見学者の受入実績について過去5年間分を毎月にご教示ください	ご質問No.16の回答を参照ください。
396	パンフレット増刷	66	4	3			12	説明に必要となるパンフレット及びパネルの作成は業務に含まれていますが、パンフレットの増刷は業務に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	増刷も本事業の範囲とします。
397	見学者対応業務	66	4	3	-	-	12	「ア 見学者受け入れ対応」との記載がありますが、想定される見学者数、見学者の属性、見学時期等をご教示下さい。また、現状の見学者対応方法をあわせてご教示下さい。	ご質問No.16の回答を参照ください。 現状の見学は、会議室にてパンフレット、及び映像にて説明を行い、あらかじめ定めた見学者ルートを見学していただいております。
398	清掃業務	66	4	4-3			(10)	本事業用地内及び施設内の清掃方法、頻度等については、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	外構維持管理業務	66	4	4-3			(11)	美観の維持とあります。 安全性を考慮し、高所の植栽作業場所（壁面・煙突）に、安全柵などを仮設で設置することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	工事施工のための一時的な仮設は可としますが、詳細は別途協議とします。
400	外構維持管理業務	66	4	4-3			(11)ウ	「薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定し」とあります。 銘柄・金額等の情報は開示していただくことは可能でしょうか。	薬剤、肥料等は、事業者の提案とします。
401	外構維持管理業務	66	4	4-3			(11)エ	「隣接地権者との事前に協議・調整のうえ」とあります。 隣接地権者の情報を事前にご教示いただくことは可能でしょうか。	事業契約締結後にお示しします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
402	外構維持管理業務	66	4	4-3			(11) オ	舞洲スラッジセンターの植栽・外構については著作権の対象施設であるため、制約など業務を行う上での留意事項を明示ください。 また、適正な維持管理のもと一部の植栽に変異が確認された場合は、枯死する前に協議のもと、新たな植栽を施すことで、著作権に抵触しないとの理解でよろしいでしょうか。	舞洲スラッジセンター外壁のイメージを損ねることが無い様にご留意願います。 また、植栽については、ご理解のとおりです。
403	見学者対応業務	66	4	4-3			(12)	見学者受入れの実績(団体数、人数)をご提示願います。	ご質問No.16の回答を参照ください。
404	見学者対応業務	66	4	4-3			(12) ア	見学者の予約・受付については事業者範囲となっています。 貴市職員の対応は原則ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405	見学者対応業務	66	4	4-3			(12) ア	一般市民及び下水道関係者等の見学者を受け入れるとあります。 予約・受付における一般市民及び下水道関係者の身分の確認は、身分証明書等の提示や受付台帳への氏名・住所の記載まで求める考えでしょうか。	過去の見学者の実績をご確認ください。見学者の実績は、質問No.16の回答を参照ください。
406	見学者対応業務	66	4	4-3			(12) イ	説明に必要となるパンフレットの内容及びパネルのサイズ・枚数など、具体的な条件は事業者提案による理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
407	見学者対応業務	66	4	4-3			(12) ウ	施設を紹介する映像の内容及びモニターのサイズ・枚数など、具体的な条件は事業者提案による理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	地域住民対応	66	4	4-3			(13)	16頁の表2-7では、対応は市、適切な運営は事業者と分担されております。 地域住民対応の事業者の役割は一次対応であり、恒久的な対応が必要な場合などは貴市にて対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業実施自体に対する住民への対応は市が行うものとし、事業運営に伴う住民への対応は事業者が行うものとしますが、内容により協議とします。
409	事業終了時対応業務	67	4	3	2		(17)	本事業終了後の維持管理・運営に関する協議について、現時点でどのような内容をお考えか、具体的にご教示ください。	今回事業終了に向けた協議を考えております。
410	運営協議会	67	4	4-3			(14)	運営協議会の頻度については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	年1回以上を想定しております。
411	市職員による検査	67	4	4-3			(16)	維持管理業務のサービス対価の毎月支払われるという理解でよいでしょうか。	最大4回/年とし、支払いに関する詳細は、入札公告でお示しする予定です。
412	事業終了時の対応業務	67	4	4-3			(17)	「契約終了日の3年前より協議する」とあります。3年前からの引継ぎスケジュールについて、具体的なスケジュールなどは提示があるとの理解でよろしいでしょうか。 スケジュールも含めて事業者での提案の場合、期間などは事業者の判断にて変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりとし、スケジュール等を含めて協議と考えております。
413	修繕計画の変更	68	4	4			2	修繕計画は必要に応じて修正出来るとの記載がありますが、支払いに関しては、提案時の金額で行われるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.380の回答を参照ください。
414	各種計画書	68	4	4-4				「維持管理・運営業務の全体計画書」「修繕計画書」「年間維持管理・運営計画書」など各種計画書のフォーマットは任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
415	セルフモニタリング	69	4	4-5				要求水準書内に記載事項を網羅した形式であれば、セルフモニタリングの方法については事業者の裁量にて実施してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
416	セルフモニタリング計画書	69	4	4-5			(1)	セルフモニタリング計画書は維持管理・運営期間を通したセルフモニタリングに必要な事項を記載した計画書と認識します。 2年目以降は改善点が発生した場合に反映したセルフモニタリング計画書を貴市に提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
417	セルフモニタリング報告書	69	4	4-5			(2)	「事業者は、事業事業者提案との適合について、脱水汚泥の実処理量に応じて変動する項目及び内容に関しては、事業提案の水準を満たしていることを合理的な根拠資料とともに示すこと。」とあります。 『実処理量に応じて変動する項目』は要求水準書に記載されている項目でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
418	セルフモニタリング報告書	69	4	4-5			(2)	「事業者は、事業事業者提案との適合について、脱水汚泥の実処理量に応じて変動する項目及び内容に関しては、事業提案の水準を満たしていることを合理的な根拠資料とともに示すこと。」とあります。 『合理的な根拠資料』とあります。資料は日報や定期的に事業者で実施する分析報告書等を添付するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	事業者が市に対して行う報告に関する事項	70	5					事業者が貴市に対して行う報告事項について、それぞれ「貴市ならびに包括業務委託受注者に提出する」との記載がございますが、維持管理・運営業務についても発注者は大阪市様と理解していますが、よろしいでしょうか。 また、発注者が大阪市様である場合、包括業務委託受注者はどのような立場で事業者と関わることになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者は、日々発生する汚泥量の変動に対し、適切に施設の維持管理・運営を行い、市の下水処理が滞らないよう包括委託受注者と連携を図ることとします。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
420	報告事項	70	5	1				「各種分析、分析回数は、別紙「汚泥試験の項目、頻度及び汚泥試験方法」に定めるとおりとする。」とありますが、本事業で扱わない項目(活性汚泥や消化ガス、溶融スラグなど)については、不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
421	脱水ケーキに関する事項	70	5	1	3			脱水ケーキの試験方法として、別紙「汚泥試験の項目、頻度及び汚泥試験方法」の含有量試験と溶出量試験がありますが、溶出量試験については、事業者の提案する有効利用方式によって不要になる場合もあると考えます。 ゆえに、溶出量試験に関する試験項目・頻度については、事業者提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
422	事業者が市に対して行う報告に関する事項	70	5	1	3			『脱水ケーキの成分分析を行い、成分分析結果を市及び包括業務委託受注者に提出する』とありますが、平野・舞洲それぞれにて1回/月の頻度の実施・報告との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
423	報告事項	70	5	5-1				「事業者は、・・・維持管理・運営期間開始から終了日までの期間中、電子データ及び印刷物として保管する」とあります。 舞洲・平野それぞれで保管場所が分散しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	報告事項	70	5	5-1				「事業者は、・・・維持管理・運営期間開始から終了日までの期間中、電子データ及び印刷物として保管する」とあります。 電子データに関して舞洲・平野どちらからもアクセスが可能なネットワーク環境の構築は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	報告事項	70	5	5-1				月報・年報について、貴市及び包括業務委託受注者への報告が義務付けられている項目があります。 包括業務委託受注者へ提出する理由をご教示ください。	包括業務委託受注者が、維持管理情報のとりまとめを行っているため、包括委託業務受注者へ提出いただきます。
426	報告事項	70	5	5-1				日報、月報、年報等の報告書書式やまとめ方は、市と協議するとあります。 日報の提出についての記述がないため、日報は事業者の日単位データなどをまとめる資料であり、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	報告事項	70	5	5-1				万が一、貴市の要求に応じで報告事項の追加を行った場合には、その追加に要する費用は精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	追加となる場合は、別途協議とします。
428	環境項目に関する事項	71	5	5-1	13			振動、騒音、臭気などの測定場所については、事業者の判断によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	財務に関する事項について	72	5	1	15			会社法上要求される監査の委託先となる監査法人の提示は、入札参加申請時点、提案書提出時点では不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
430	その他	72	5	5-1	5-1-16			「事業者は、前項に定めるもの以外に市が報告を求める事項について、提出すること。」との記載がございますが、本件はBTO事業として行うものであり、民間ノウハウを活用し、効率的な運営を行うことが、本事業の目的であるライフサイクルコストの最適化を図ることとなりますので、貴市へのその他報告事項については、協議の上で、対応検討をさせていただきたくお願いいたします。貴市の求める事項を報告すると、報告業務にかかる工数が不確定になり、事業費が高止まりする可能性がございます。	ご理解のとおりです。
431	別紙							設備最適設計及び有効利用先との契約交渉の円滑化を目的とした処理物の分析を実施したいと考えます。 処理物のサンプリングは可能でしょうか。 対象：汚泥・脱水分離液・脱水ケーキ・溶融飛灰	試料採取について、申請手続き等の詳細は令和3年12月21日にお示しする予定です。
432	(別紙)汚泥汚染調査結果	2	7	1				添付地盤調査以外に、より以深の調査結果は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	(別紙)汚泥汚染調査結果	2	7	1				第7章の表土調査結果は、平野下水処理場にも適合するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	(別紙)汚泥汚染調査結果	2	7	1				深度調査の必要性については事業者判断という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
435	(別紙)汚泥汚染調査結果	2	7	1				貴市にて地盤調査の実施はしないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問(第1回) 回答

	タイトル	当該箇所						質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)		
436	ポーリング資料	別紙 3 ページ						要求水準に提示のポーリング資料で実施設計を進めてよろしいでしょうか。	事業者の提案により、必要に応じて事業者で実施とします。
437	別紙	別紙 12 ページ						内陸部・沿岸部の脱水ケーキの処理場毎の汚泥発生量をご教示ください。	質問No.16の回答を参照ください。
438	別紙	別紙 13						別紙13の62頁に実績維持管理費を示していただいております。さらに詳細な内訳などのご提示をお願いいたします。 詳細な検討を進めるため、以下に関する既存施設の仕様書、または想定する業務の仕様、対象範囲などを判断できる資料がありましたら、ご提示を願います。 ・舞洲)昇降設備点検業務 ・舞洲)空調設備点検業務 ・舞洲)消防設備点検業務 ・舞洲・平野)清掃業務 ・舞洲・平野)植栽管理業務 ・舞洲)衛生設備管理業務 ・舞洲)通信設備点検業務	質問No.16の回答を参照ください。
439	別表-1, 別表-2							改築・撤去の明記(区分け)をお願い致します。	別表1、2は、撤去機器リストです。新設する機器は事業者の提案とします。
440	その他							大阪市様では令和18年度末まで「大阪市下水処理場消化ガス発電事業(FIT制度活用)」を実施されておりますが、そちらの事業終了後も汚泥性状等は変わらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
441	その他							汚泥焼却方式にて実施する場合、事業所税は非課税になるとの理解で宜しいでしょうか。	事業所税の取扱いについては、事業者にて大阪市の事業所税担当へご確認ください。
442	その他							計画地の平板測量及びレベル測量の必要性については事業者判断という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	その他							本施設での確認申請(計画通知)の扱いは、後日打ち合わせにより、行政判断となりますか。	ご理解のとおりです。